

野村DC外国株式インデックス ファンド・MSCI-KOKUSAI

追加型投信

海外

株式

インデックス型

【投資信託説明書（請求目論見書）】

（2020年6月18日）

この目論見書により行なう野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAIの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2020年6月17日に関東財務局長に提出しており、2020年6月18日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 中川 順子
【本店の所在の場所】	: 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	4
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	11
3【投資リスク】	21
4【手数料等及び税金】	24
5【運用状況】	26
第2【管理及び運営】	35
1【申込（販売）手続等】	35
2【換金（解約）手続等】	35
3【資産管理等の概要】	36
4【受益者の権利等】	39
第3【ファンドの経理状況】	40
1【財務諸表】	43
2【ファンドの現況】	92
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	93
第三部【委託会社等の情報】	94
第1【委託会社等の概況】	94
1【委託会社等の概況】	94
2【事業の内容及び営業の概況】	96
3【委託会社等の経理状況】	97
4【利害関係人との取引制限】	141
5【その他】	141
約款	142

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村 DC 外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI

(以下「ファンド」といいます。)

※ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。ファンドを購入できる投資者については、後述の「(12)その他 ①申込みの方法」をご参照ください。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当たり1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額※とします。

なお、午後3時までに、取得申込みが行われかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

なし

(6) 【申込単位】

1 円以上 1 円単位 (当初元本 1 口 = 1 円)

(7) 【申込期間】

2020 年 6 月 18 日から 2021 年 6 月 21 日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込日の翌々営業日までに申込金額を申込みの販売会社に支払うものとします。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前 9 時～午後 5 時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込みの方法

受益権の取得申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

※受益権の申込みを行なう投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会（以下「連合会」といいます。）等に限るものとします。

購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②申込不可日

販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、原則として取得および換金の申込ができません。

- ・申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合

詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

③取得申込みの受付けの中止、既に受付けた取得申込みの受付けの取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があります。取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、取得申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付けを取り消す場合があります。

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、「確定拠出年金法」に基づいて、個人又は事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

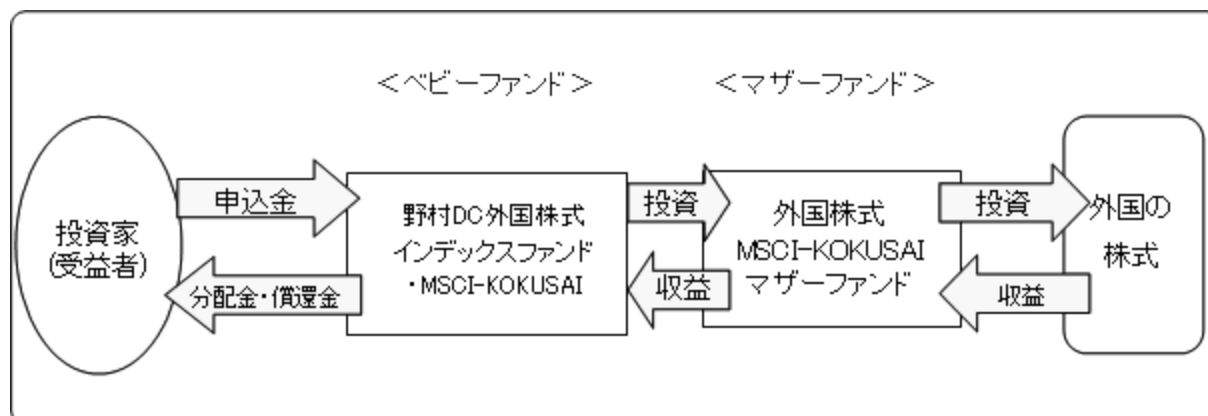
◆ 外国の株式を実質的な主要投資対象^{※1}とし、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)^{※2}の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行います。

※1 ファンドは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」を、親投資信託(マザーファンド)とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



※マザーファンドの運用の方針等については、「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

※ファンドは、マザーファンドのほかに、株式に直接投資する場合があります。

※分配金は、無手数料で再投資されます。

■信託金の限度額■

受益権の信託金限度額は、1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村 DC 外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			
	年2回	日本			日経225
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			T O P I X
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし	
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		アフリカ			その他 (MSCI- KOKUSAI)
		中近東 (中東)			
資産複合 ()		エマージング			
資産配分固定型 資産配分変更型					

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2013年2月21日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標と

する投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

(3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

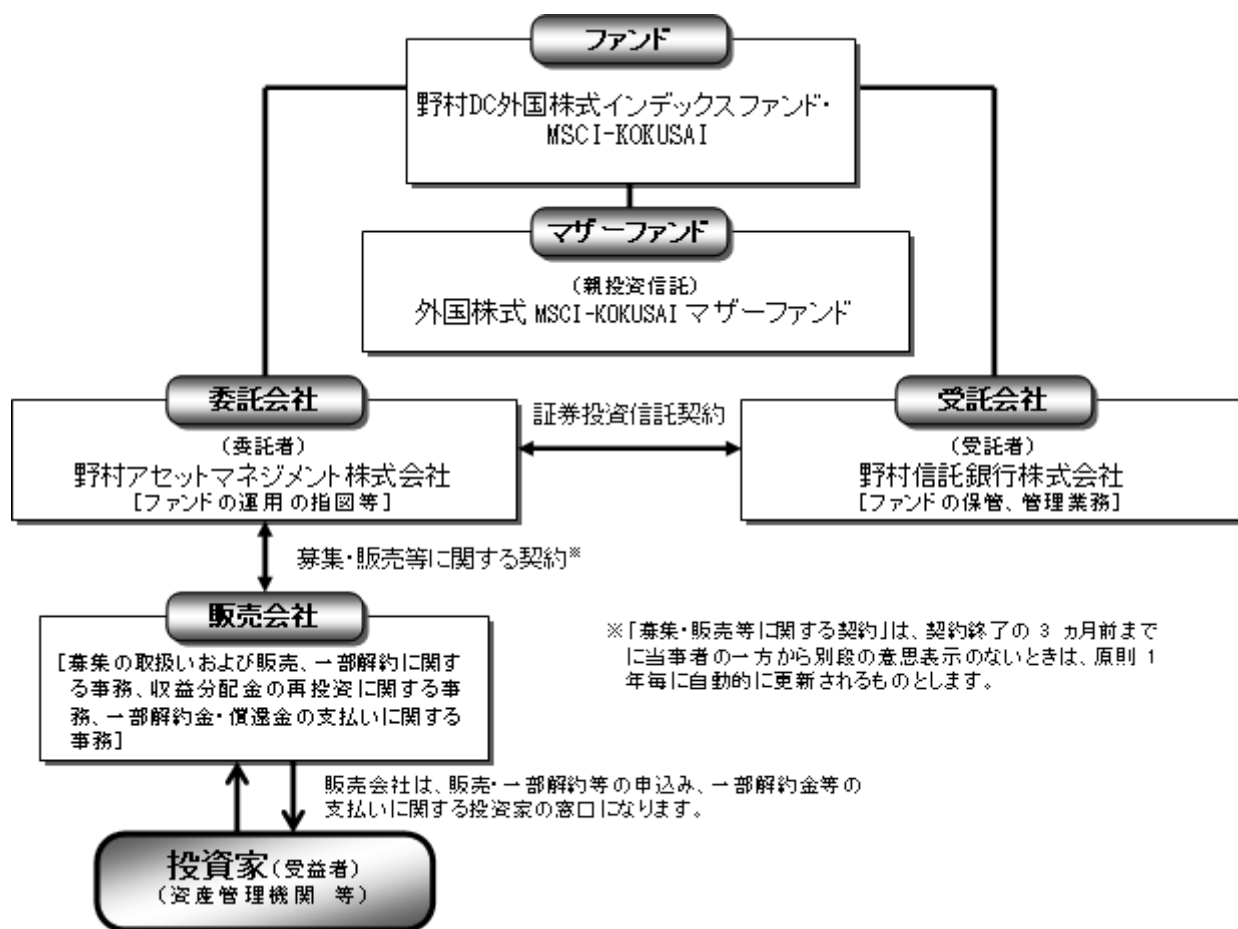
(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

2007 年 9 月 27 日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



■委託会社の概況(2020 年 4 月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959 年 12 月 1 日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
1997 年 10 月 1 日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
2000 年 11 月 1 日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	5,150,693 株	100%

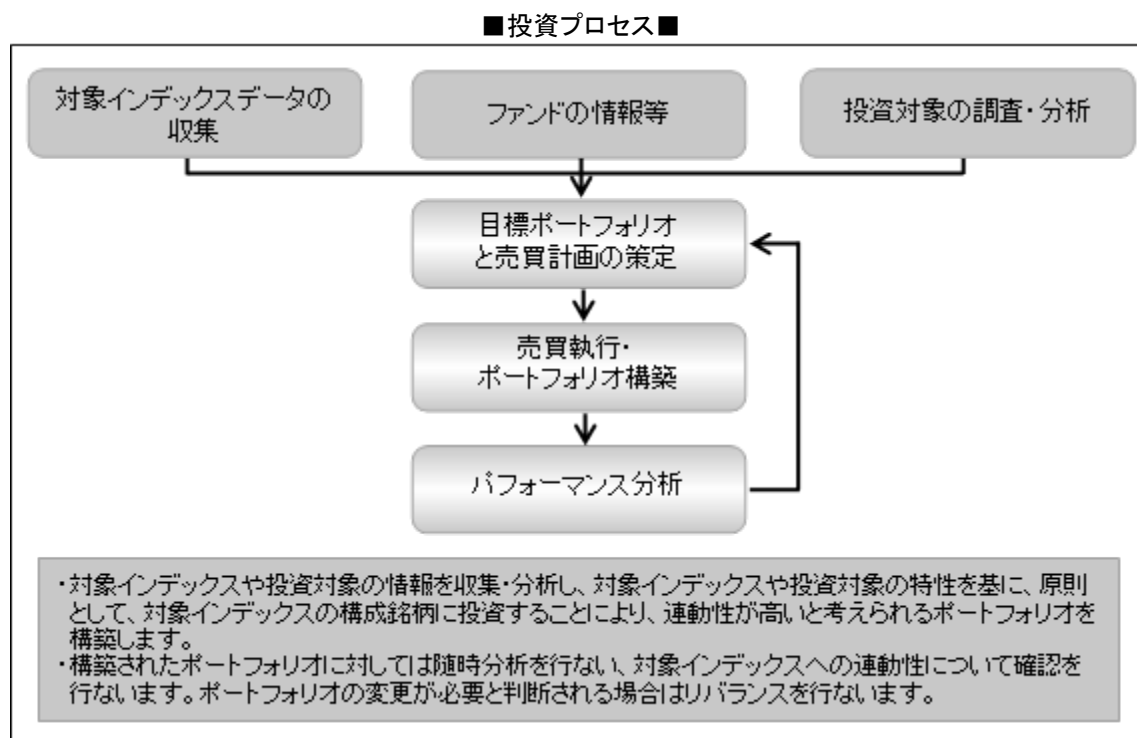
2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

■MSCI-KOKUSAI 指数とは■

◆MSCI-KOKUSAI 指数は、MSCI が開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

◆指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更す

る権利および公表を停止する権利を有しています。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

◆外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドについて

「MSCI」の著作権等について

本ファンドは、MSCI Inc. (MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びその関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしている MSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCI により決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI は、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつ MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめ MSCI に問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなる MSCI のトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前に MSCI の書面による許諾を得ることなく MSCI との関係を一切主張することはできません。

(2) 【投資対象】

外国の株式を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

なお、株式に直接投資する場合があります。

なお、デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。

① 投資の対象とする資産の種類(約款第 15 条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、下記「(5) 投資制限④および⑤」に定めるものに限り、)に係る権利

ハ 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ 金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

- 2 次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

② 有価証券の指図範囲(約款第 16 条第 1 項)

委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド(「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1 株券または新株引受権証券
- 2 国債証券
- 3 地方債証券
- 4 特別の法律により法人の発行する債券
- 5 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 4 号で定めるものをいいます。)
- 7 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 6 号で定めるものをいいます。)
- 8 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定めるものをいいます。)
- 9 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 8 号で定めるものをいいます。)
- 10 コマーシャル・ペーパー
- 11 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。)および新株予約権証券
- 12 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)
- 14 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)
- 15 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。)
- 16 預託証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。)
- 17 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 18 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 19 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
- 20 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限

ります。)

21 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

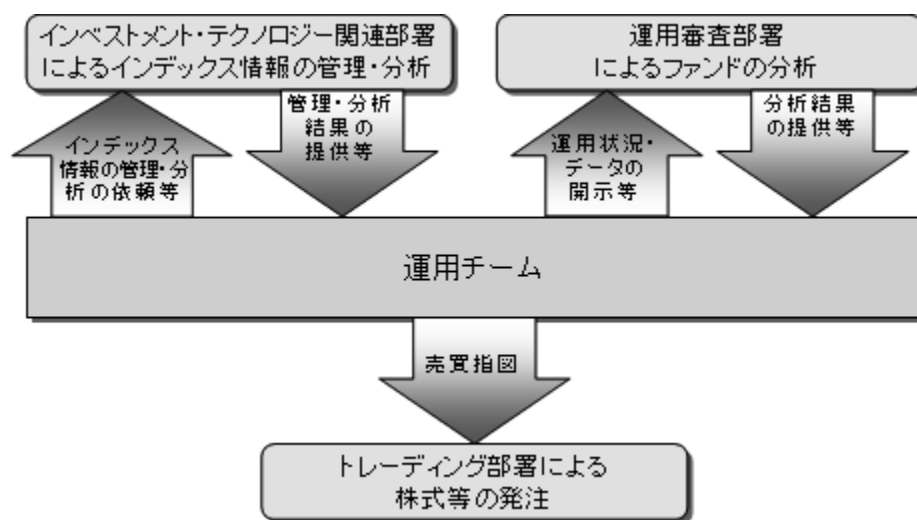
- 1 預金
- 2 指定金銭信託（上記「(2) 投資対象②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形
- 5 貸付債権信託受益権であつて、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

④ その他の投資対象

- 1 先物取引等
- 2 スワップ取引

(3) 【運用体制】

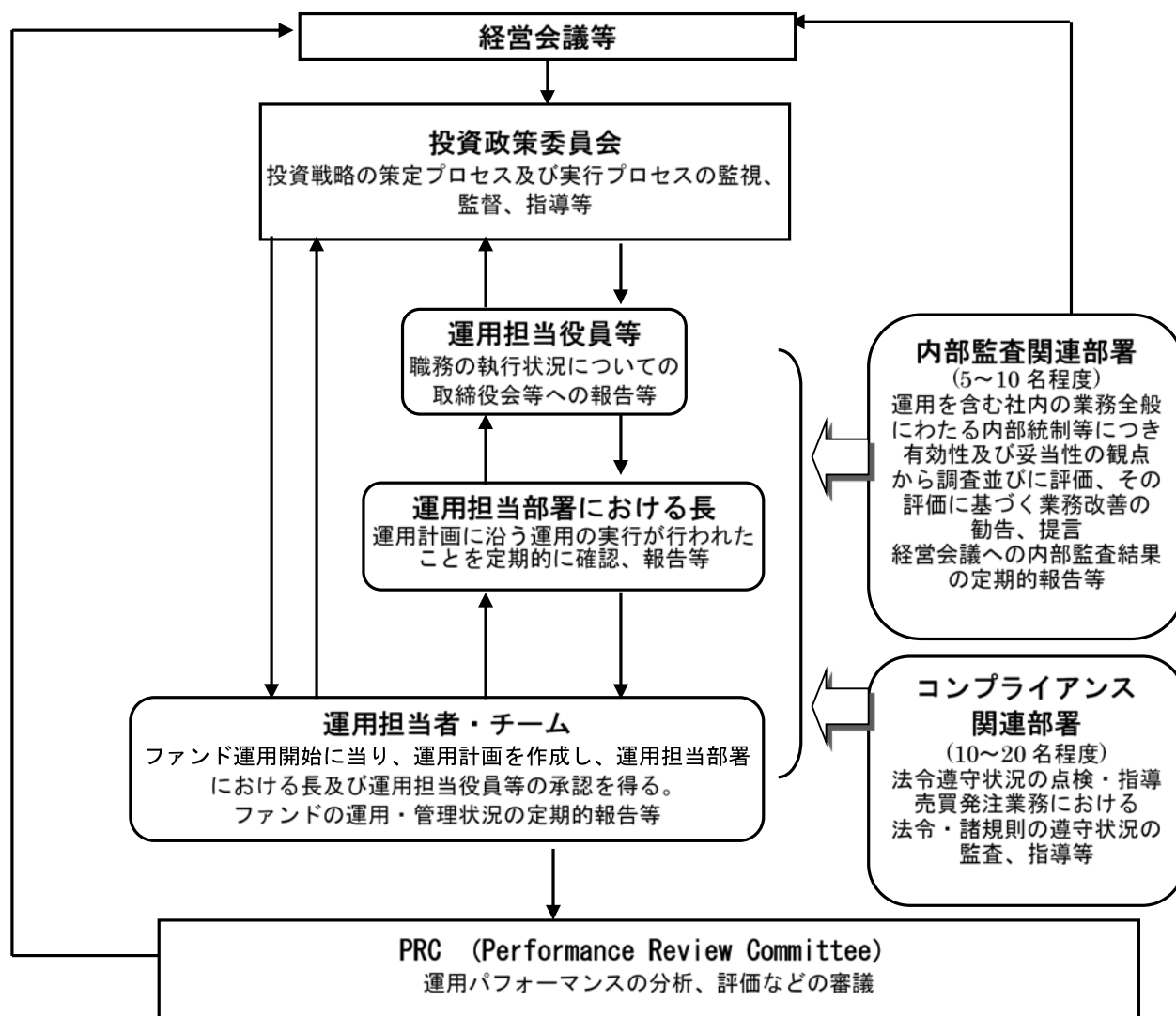
ファンドの運用体制は以下の通りです。



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当収入等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
- ※ 利子・配当収入とは、配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ※ 売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ※ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- * 委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年3月31日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

- ① 株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)
株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。
(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限)
- ④ 先物取引等の運用指図・目的・範囲(約款第22条)
 - (i) 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
 - 1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 - 2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等(株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。)ならびに

「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(ii) 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。))との合計額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(iii) 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。))の時価総額の範囲内とします。

2 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに上記「(2)投資対象 ③金融商品の指図範囲」の第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。))の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。))に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3 コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤ スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第23条)

(i) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行なうことの指図をすることができます。

(ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。

ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(iii) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。))が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(iv) 上記(iii)においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(v) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

(vi) 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

⑦ 投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑧ 投資する株式等の範囲(約款第 19 条)

(i) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、運用の基本方針の範囲内(新株引受権証券および新株予約権証券については、運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。)で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ii) 上記(i)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑨ 同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑩ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑪ 同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債[※]への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含む

みます。)をいいます。

⑫ 信用取引の指図範囲(約款第 21 条)

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2 株式分割により取得する株券
- 3 有償増資により取得する株券
- 4 売り出しにより取得する株券
- 5 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
- 6 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号のものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑬ 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第 25 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないこととします。
- 2 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

(ii) 上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第 26 条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮ 外国為替予約の指図(約款第 27 条)

(i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑯ 資金の借入れ(約款第 35 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2 運用方法 (3) 投資制限)

⑱ 同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(ii) 当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 の率を乗じて得た数

(参考) マザーファンドの概要

「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とし

ます。

- ④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

〔株価変動リスク〕

ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

〔為替変動リスク〕

ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆ 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆ ファンドの基準価額と対象インデックスは、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象インデックスとの連動または上回ることを保証するものではありません。

- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

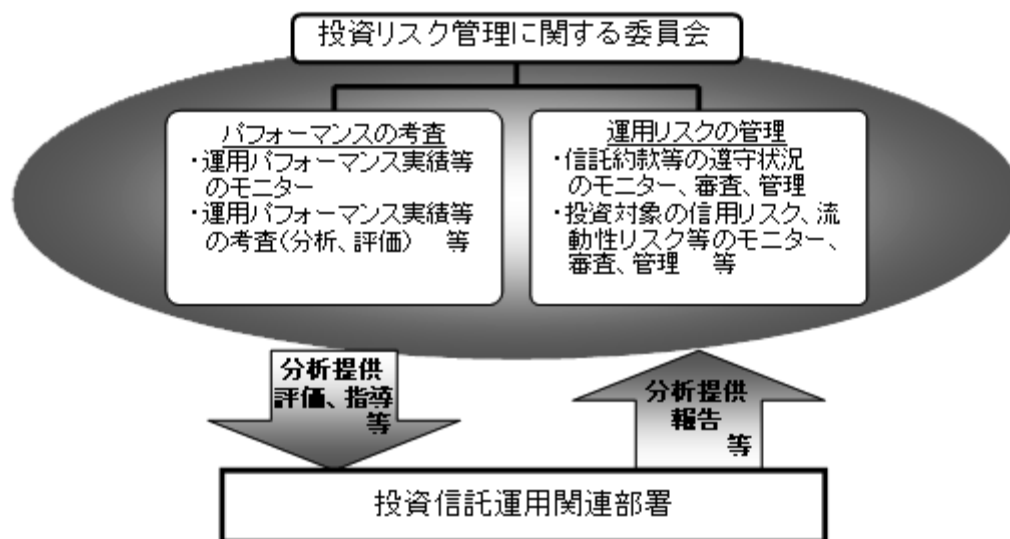
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図

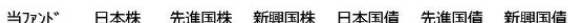


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	32.7	41.9	34.1	37.2	9.3	15.3	19.3
最小値 (%)	△ 18.9	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値 (%)	7.1	6.1	7.5	3.5	1.9	1.1	0.4

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年5月末を10,000として指数化しております。

*年間騰落率は、2015年5月から2020年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2015年5月から2020年4月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI 国債
- 先進国債：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（円ベース）・・・「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてののみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受入、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMS LLC は NASD、NYSE、SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.154%（税抜年 0.14%）の率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
年 0.06%	年 0.06%	年 0.02%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	口座内でのファンドの管理および事務手続き、購入後の情報提供、各種書類の送付等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

- ① ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。
- ② ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。
- ③ ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ④ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所

得税および地方税がかかりません。

なお、上記以外の受益者(法人)の場合の課税の取扱いとは下記の通りです。

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315%)の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■個別元本について■

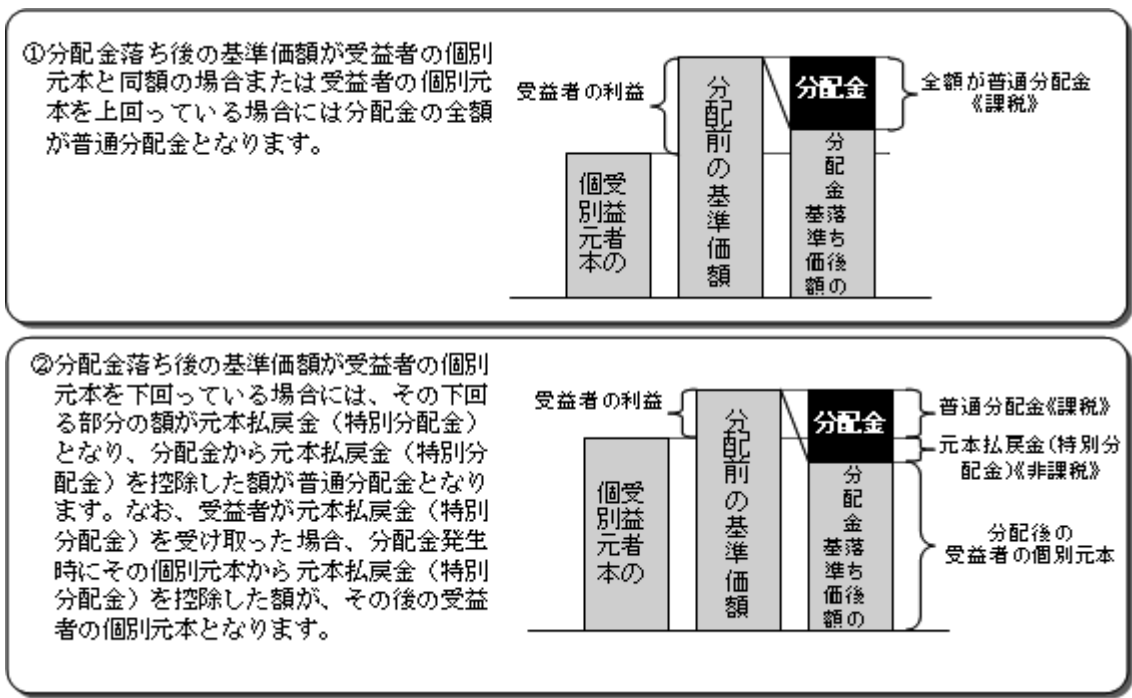
- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

- ◆換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※ 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容（2020年4月末現在）が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は2020年4月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	60,165,501,805	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,880,365	0.00
合計（純資産総額）		60,171,382,170	100.00

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	423,347,029,460	68.54
	カナダ	21,161,870,933	3.42
	ドイツ	17,518,486,054	2.83
	イタリア	4,272,211,096	0.69
	フランス	21,288,126,825	3.44
	オランダ	8,117,285,020	1.31
	スペイン	5,106,364,081	0.82
	ベルギー	1,846,542,694	0.29
	オーストリア	379,452,008	0.06
	ルクセンブルグ	221,656,860	0.03
	フィンランド	2,070,293,528	0.33
	アイルランド	1,181,021,868	0.19
	ポルトガル	351,560,504	0.05
	イギリス	30,983,331,615	5.01
	スイス	21,641,992,069	3.50
	スウェーデン	5,753,216,505	0.93
	ノルウェー	1,139,751,211	0.18
	デンマーク	4,531,121,264	0.73
	オーストラリア	11,950,350,085	1.93
	ニュージーランド	655,256,334	0.10
	香港	6,853,506,285	1.10
	シンガポール	2,167,088,281	0.35
	イスラエル	698,235,714	0.11
	小計	593,235,750,294	96.04

投資証券	アメリカ	13,500,755,617	2.18
	カナダ	134,220,106	0.02
	フランス	411,584,762	0.06
	イギリス	369,000,616	0.05
	オーストラリア	853,677,367	0.13
	香港	368,579,120	0.05
	シンガポール	286,288,666	0.04
小計		15,924,106,254	2.57
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	8,492,218,479	1.37
合計（純資産総額）		617,652,075,027	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	6,081,795,359	0.98
	買建	カナダ	295,688,190	0.04
	買建	ドイツ	873,902,240	0.14
	買建	イギリス	438,574,685	0.07
	買建	スイス	301,237,641	0.04
	買建	オーストラリア	177,812,640	0.02

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村DC外国株式インデックスファンド・MSC I－KOKUSA I

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	外国株式MSC I－KOKUSA Iマザーファンド	22,738,284,885	2.4114	54,833,030,853	2.6460	60,165,501,805	99.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.99
合 計	99.99

（参考）外国株式MSC I－KOKUSA Iマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウ ェア	1,147,800	17,133.39	19,665,714,684	18,961.94	21,764,519,438	3.52
2	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュ ータ・周 辺機器	703,700	27,258.26	19,181,639,110	30,749.70	21,638,567,479	3.50

3	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	インターネット販売・通信販売	66,740	210,198.32	14,028,636,424	253,571.51	16,923,363,091	2.73
4	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	380,900	17,743.62	6,758,547,182	20,753.08	7,904,850,191	1.27
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	48,940	122,664.31	6,003,191,688	143,363.96	7,016,232,574	1.13
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	47,420	122,605.53	5,813,954,650	143,438.77	6,801,866,786	1.10
7	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	416,600	14,229.74	5,928,109,892	16,056.14	6,688,991,590	1.08
8	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	471,000	10,930.38	5,148,212,136	11,275.28	5,310,656,974	0.85
9	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術サービス	271,000	17,695.53	4,795,489,876	19,427.89	5,264,960,168	0.85
10	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	496,300	9,987.00	4,956,548,845	10,458.29	5,190,453,397	0.84
11	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	394,600	12,293.25	4,850,918,857	12,512.33	4,937,369,206	0.79
12	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	149,890	26,870.32	4,027,592,879	30,741.15	4,607,791,798	0.74
13	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	688,200	5,932.35	4,082,645,816	6,604.56	4,545,262,321	0.73
14	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	情報技術サービス	142,000	27,066.96	3,843,509,016	30,317.95	4,305,148,943	0.69
15	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	各種金融サービス	207,900	19,578.58	4,070,387,614	20,263.62	4,212,806,744	0.68
16	スイス	株式	ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	医薬品	111,150	33,822.55	3,759,377,088	37,429.15	4,160,250,745	0.67
17	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	172,500	20,956.13	3,614,933,857	23,704.83	4,089,083,986	0.66
18	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	各種電気通信サービス	654,200	5,854.33	3,829,908,312	6,211.28	4,063,422,254	0.65
19	アメリカ	株式	AT & T INC	各種電気通信サービス	1,155,400	3,229.61	3,731,493,011	3,358.92	3,880,900,905	0.62
20	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	1,351,000	2,354.34	3,180,721,582	2,648.23	3,577,770,349	0.57
21	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品	875,200	3,493.58	3,057,581,479	4,073.88	3,565,463,627	0.57
22	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	402,700	8,226.85	3,312,953,542	8,631.88	3,476,062,063	0.56
23	アメリカ	株式	DISNEY (WALT) CO	娯楽	285,000	10,668.83	3,040,617,149	11,996.15	3,418,904,888	0.55
24	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗燃料	669,000	4,009.76	2,682,531,046	5,072.05	3,393,201,584	0.54
25	アメリカ	株式	COCA COLA CO	飲料	643,600	4,810.21	3,095,856,755	5,035.71	3,240,985,788	0.52
26	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品	339,700	8,524.89	2,895,905,608	9,313.21	3,163,700,630	0.51
27	アメリカ	株式	PEPSICO INC	飲料	220,500	13,416.45	2,958,329,386	14,252.18	3,142,606,396	0.50
28	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	通信機器	670,800	4,308.99	2,890,476,127	4,631.74	3,106,975,083	0.50

29	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	69,300	39,692.58	2,750,696,258	44,018.68	3,050,494,822	0.49
30	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	298,900	7,697.84	2,300,886,200	10,112.03	3,022,488,577	0.48

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	3.73
		メディア	1.15
		娯楽	1.45
		不動産管理・開発	0.46
		エネルギー設備・サービス	0.15
		石油・ガス・消耗燃料	3.69
		化学	2.13
		建設資材	0.24
		容器・包装	0.28
		金属・鉱業	1.36
		紙製品・林産品	0.08
		航空宇宙・防衛	1.64
		建設関連製品	0.44
		建設・土木	0.28
		電気設備	0.71
		コングロマリット	1.14
		機械	1.55
		商社・流通業	0.26
		商業サービス・用品	0.43
		航空貨物・物流サービス	0.49
		旅客航空輸送業	0.05
		海運業	0.04
		陸運・鉄道	1.03
		運送インフラ	0.16
		自動車部品	0.23
		自動車	0.82
		家庭用耐久財	0.33
		レジャー用品	0.03
		繊維・アパレル・贅沢品	1.34
		ホテル・レストラン・レジャー	1.55
		販売	0.05
		インターネット販売・通信販売	3.34
		複合小売り	0.49
		専門小売り	1.69
		食品・生活必需品小売り	1.61

		飲料	1.88
		食品	2.06
		タバコ	0.86
		家庭用品	1.47
		パーソナル用品	0.68
		ヘルスケア機器・用品	3.09
		ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	2.13
		バイオテクノロジー	2.17
		医薬品	6.22
		銀行	5.82
		各種金融サービス	0.91
		保険	3.24
		情報技術サービス	4.53
		ソフトウェア	6.54
		通信機器	0.77
		コンピュータ・周辺機器	3.73
		電子装置・機器・部品	0.52
		半導体・半導体製造装置	3.71
		各種電気通信サービス	1.98
		無線通信サービス	0.28
		電力	2.15
		ガス	0.18
		総合公益事業	1.08
		水道	0.12
		消費者金融	0.36
		資本市場	2.94
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.06
		ヘルスケア・テクノロジー	0.12
		ライフサイエンス・ツール/サービス	0.92
		専門サービス	0.79
投資証券	—	—	2.57
合 計			98.62

②【投資不動産物件】

野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI

該当事項はありません。

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地域	取引所	名称	買建/売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴマーカンタイ取引所	E-mini S&P500 株価指数先物(2020年06月限)	買建	387	米ドル	52,613,800	5,622,836,810	56,908,350	6,081,795,359	0.98
	カナダ	モントリオール取引所	S&P TSX60 株価指数先物(2020年06月限)	買建	21	カナダドル	3,518,500	270,572,650	3,845,100	295,688,190	0.04
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	ユーロ 50 株価指数先物(2020年06月限)	買建	254	ユーロ	7,069,370	820,046,920	7,533,640	873,902,240	0.14
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI200 株価指数先物(2020年06月限)	買建	19	豪ドル	2,500,175	174,612,222	2,546,000	177,812,640	0.02
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FT100 株価指数先物(2020年06月限)	買建	54	英ポンド	3,076,595	409,125,604	3,298,050	438,574,685	0.07
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SMI 株価指数先物(2020年06月限)	買建	28	スイスフラン	2,624,540	287,360,883	2,751,280	301,237,641	0.04

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI

2020年4月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第4計算期間	(2011年3月31日)	3,666	3,666	0.6515	0.6515
第5計算期間	(2012年4月2日)	6,676	6,676	0.6548	0.6548
第6計算期間	(2013年4月1日)	10,515	10,515	0.8326	0.8326
第7計算期間	(2014年3月31日)	15,982	15,989	1.0853	1.0858
第8計算期間	(2015年3月31日)	23,119	23,128	1.3583	1.3588
第9計算期間	(2016年3月31日)	26,004	26,015	1.2250	1.2255
第10計算期間	(2017年3月31日)	33,123	33,134	1.3997	1.4002
第11計算期間	(2018年4月2日)	40,796	40,809	1.4968	1.4973
第12計算期間	(2019年4月1日)	52,037	52,052	1.6446	1.6451

第 13 計算期間	(2020 年 3 月 31 日)	53,627	53,646	1.4501	1.4506
	2019 年 4 月 末日	53,622	—	1.7051	—
	5 月 末日	50,533	—	1.5973	—
	6 月 末日	53,535	—	1.6546	—
	7 月 末日	56,026	—	1.6995	—
	8 月 末日	54,461	—	1.6149	—
	9 月 末日	56,580	—	1.6665	—
	10 月 末日	59,234	—	1.7324	—
	11 月 末日	61,798	—	1.7966	—
	12 月 末日	64,302	—	1.8508	—
	2020 年 1 月 末日	65,553	—	1.8528	—
	2 月 末日	61,032	—	1.7073	—
	3 月 末日	53,627	—	1.4501	—
	4 月 末日	60,171	—	1.5923	—

②【分配の推移】

野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI

	計算期間	1口当たりの分配金
第 4 計算期間	2010 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 31 日	0.0000 円
第 5 計算期間	2011 年 4 月 1 日～2012 年 4 月 2 日	0.0000 円
第 6 計算期間	2012 年 4 月 3 日～2013 年 4 月 1 日	0.0000 円
第 7 計算期間	2013 年 4 月 2 日～2014 年 3 月 31 日	0.0005 円
第 8 計算期間	2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日	0.0005 円
第 9 計算期間	2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日	0.0005 円
第 10 計算期間	2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日	0.0005 円
第 11 計算期間	2017 年 4 月 1 日～2018 年 4 月 2 日	0.0005 円
第 12 計算期間	2018 年 4 月 3 日～2019 年 4 月 1 日	0.0005 円
第 13 計算期間	2019 年 4 月 2 日～2020 年 3 月 31 日	0.0005 円

③【収益率の推移】

野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI

	計算期間	収益率
第 4 計算期間	2010 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 31 日	2.9%
第 5 計算期間	2011 年 4 月 1 日～2012 年 4 月 2 日	0.5%
第 6 計算期間	2012 年 4 月 3 日～2013 年 4 月 1 日	27.2%
第 7 計算期間	2013 年 4 月 2 日～2014 年 3 月 31 日	30.4%

第 8 計算期間	2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日	25.2%
第 9 計算期間	2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日	△9.8%
第 10 計算期間	2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日	14.3%
第 11 計算期間	2017 年 4 月 1 日～2018 年 4 月 2 日	7.0%
第 12 計算期間	2018 年 4 月 3 日～2019 年 4 月 1 日	9.9%
第 13 計算期間	2019 年 4 月 2 日～2020 年 3 月 31 日	△11.8%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村ＤＣ外国株式インデックスファンド・MSCI－KOKUSAI

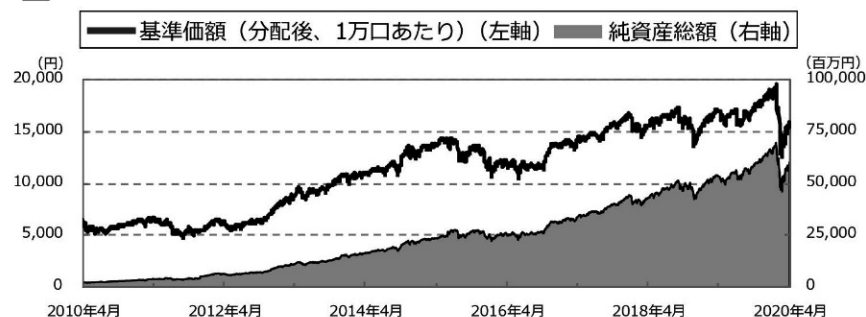
	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第 4 計算期間	2010 年 4 月 1 日～2011 年 3 月 31 日	3,034,538,846	917,871,764	5,627,501,918
第 5 計算期間	2011 年 4 月 1 日～2012 年 4 月 2 日	5,903,164,785	1,333,389,942	10,197,276,761
第 6 計算期間	2012 年 4 月 3 日～2013 年 4 月 1 日	4,866,454,690	2,434,306,796	12,629,424,655
第 7 計算期間	2013 年 4 月 2 日～2014 年 3 月 31 日	5,964,785,189	3,867,265,542	14,726,944,302
第 8 計算期間	2014 年 4 月 1 日～2015 年 3 月 31 日	6,729,566,593	4,435,284,349	17,021,226,546
第 9 計算期間	2015 年 4 月 1 日～2016 年 3 月 31 日	8,569,509,473	4,362,602,917	21,228,133,102
第 10 計算期間	2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日	7,178,487,518	4,742,484,530	23,664,136,090
第 11 計算期間	2017 年 4 月 1 日～2018 年 4 月 2 日	9,134,633,673	5,543,889,729	27,254,880,034
第 12 計算期間	2018 年 4 月 3 日～2019 年 4 月 1 日	9,486,502,811	5,099,867,280	31,641,515,565
第 13 計算期間	2019 年 4 月 2 日～2020 年 3 月 31 日	13,894,166,087	8,553,104,850	36,982,576,802

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。



運用実績 (2020年4月30日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2020年3月	5 円
2019年4月	5 円
2018年4月	5 円
2017年3月	5 円
2016年3月	5 円
設定来累計	35 円

■ 主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

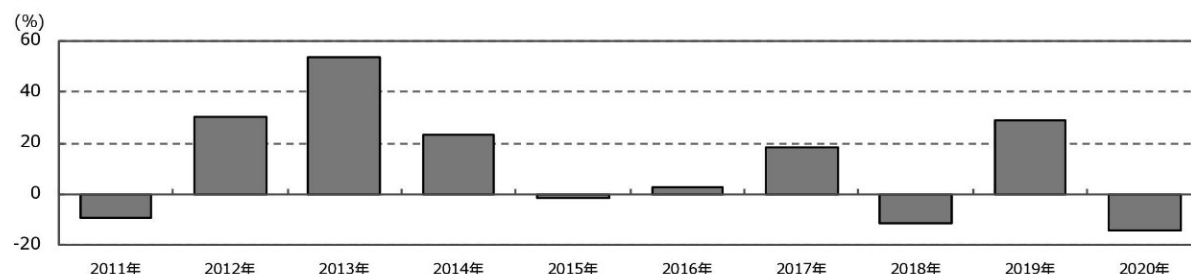
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)
1	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	3.5
2	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	3.5
3	AMAZON.COM INC	インターネット販売・通信販売	2.7
4	FACEBOOK INC-A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.3
5	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.1
6	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1.1
7	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	1.1
8	NESTLE SA-REG	食品	0.8
9	VISA INC-CLASS A SHARES	情報技術サービス	0.8
10	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	0.8

実質的な国/地域別投資比率 (上位)

順位	国/地域 (通貨別)	投資比率 (%)
1	アメリカ	70.7
2	イギリス	5.1
3	フランス	3.5
4	スイス	3.5
5	カナダ	3.4

※ユーロについては発行国で記載しております。

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2020年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。取得申込の受付については、午後3時までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）とします。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として取得の申込ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

購入のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消す場合があります。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、委託者に1口単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時までに、解約請求のお申込みが行なわれかつ、その解約請求の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込みの受付日の翌営業日の基準価額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口解約には制限を設ける場合があります。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には、原則として一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認ください。）

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日より5営業日目から販売会社において支払います。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けを中止した場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法*により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

*一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日*の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2007年9月27日設定)。

(4) 【計算期間】

原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

(i) 委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d)信託約款の変更(iv)」に該当する場

合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」(i)または「(d) 信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(g) 関係法人との契約の更新に関する手續

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

収益分配金は、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1口単位で換金できます。

換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間(2019年4月2日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 亀井純子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAIの2019年4月2日から2020年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAIの2020年3月31日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 12 期 (2019 年 4 月 1 日現在)	第 13 期 (2020 年 3 月 31 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	109,322,688	177,857,131
親投資信託受益証券	52,031,905,300	53,622,694,955
未収入金	15,820,758	18,491,288
流動資産合計	52,157,048,746	53,819,043,374
資産合計	52,157,048,746	53,819,043,374
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	15,820,757	18,491,288
未払解約金	46,020,919	124,958,301
未払受託者報酬	7,822,839	6,675,087
未払委託者報酬	49,544,600	40,050,471
未払利息	239	325
その他未払費用	782,221	1,001,201
流動負債合計	119,991,575	191,176,673
負債合計	119,991,575	191,176,673
純資産の部		
元本等		
元本	31,641,515,565	36,982,576,802
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	20,395,541,606	16,645,289,899
(分配準備積立金)	9,697,784,806	8,539,375,889
元本等合計	52,037,057,171	53,627,866,701
純資産合計	52,037,057,171	53,627,866,701
負債純資産合計	52,157,048,746	53,819,043,374

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 12 期 自 2018 年 4 月 3 日 至 2019 年 4 月 1 日	第 13 期 自 2019 年 4 月 2 日 至 2020 年 3 月 31 日
営業収益		
有価証券売買等損益	4,323,418,848	△7,188,366,904
営業収益合計	4,323,418,848	△7,188,366,904
営業費用		
支払利息	59,502	62,259
受託者報酬	15,231,233	13,636,036
委託者報酬	96,464,336	83,007,363

その他費用	1, 523, 001	1, 866, 590
営業費用合計	113, 278, 072	98, 572, 248
営業利益又は営業損失（△）	4, 210, 140, 776	△7, 286, 939, 152
経常利益又は経常損失（△）	4, 210, 140, 776	△7, 286, 939, 152
当期純利益又は当期純損失（△）	4, 210, 140, 776	△7, 286, 939, 152
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	387, 236, 041	169, 815, 750
期首剰余金又は期首欠損金（△）	13, 541, 414, 830	20, 395, 541, 606
剰余金増加額又は欠損金減少額	5, 665, 341, 588	9, 303, 252, 077
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5, 665, 341, 588	9, 303, 252, 077
剰余金減少額又は欠損金増加額	2, 618, 298, 790	5, 578, 257, 594
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2, 618, 298, 790	5, 578, 257, 594
分配金	15, 820, 757	18, 491, 288
期末剰余金又は期末欠損金（△）	20, 395, 541, 606	16, 645, 289, 899

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2019年４月２日から2020年３月31日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

第12期 2019年４月１日現在	第13期 2020年３月31日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 31, 641, 515, 565 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 36, 982, 576, 802 口
2. 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1. 6446 円 (10, 000 口当たり純資産額) (16, 446 円)	2. 計算期間の末日における１単位当たりの純資産の額 １口当たり純資産額 1. 4501 円 (10, 000 口当たり純資産額) (14, 501 円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第 12 期 自 2018 年 4 月 3 日 至 2019 年 4 月 1 日	第 13 期 自 2019 年 4 月 2 日 至 2020 年 3 月 31 日																																																						
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																						
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1, 014, 158, 195 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>2, 808, 746, 540 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>21, 707, 491, 795 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>5, 890, 700, 828 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>31, 421, 097, 358 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>31, 641, 515, 565 口</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10, 000</td><td>9, 930 円</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1, 014, 158, 195 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2, 808, 746, 540 円	収益調整金額	C	21, 707, 491, 795 円	分配準備積立金額	D	5, 890, 700, 828 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31, 421, 097, 358 円	当ファンドの期末残存口数	F	31, 641, 515, 565 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	9, 930 円	10, 000 口当たり分配金額	H	5 円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1, 025, 726, 274 円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>0 円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>29, 208, 506, 170 円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>7, 532, 140, 903 円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>37, 766, 373, 347 円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>36, 982, 576, 802 口</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10, 000</td><td>10, 211 円</td></tr><tr><td>10, 000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>5 円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1, 025, 726, 274 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円	収益調整金額	C	29, 208, 506, 170 円	分配準備積立金額	D	7, 532, 140, 903 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37, 766, 373, 347 円	当ファンドの期末残存口数	F	36, 982, 576, 802 口	10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	10, 211 円	10, 000 口当たり分配金額	H	5 円
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	1, 014, 158, 195 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2, 808, 746, 540 円																																																					
収益調整金額	C	21, 707, 491, 795 円																																																					
分配準備積立金額	D	5, 890, 700, 828 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31, 421, 097, 358 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	31, 641, 515, 565 口																																																					
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	9, 930 円																																																					
10, 000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					
項目																																																							
費用控除後の配当等収益額	A	1, 025, 726, 274 円																																																					
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0 円																																																					
収益調整金額	C	29, 208, 506, 170 円																																																					
分配準備積立金額	D	7, 532, 140, 903 円																																																					
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	37, 766, 373, 347 円																																																					
当ファンドの期末残存口数	F	36, 982, 576, 802 口																																																					
10, 000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10, 000	10, 211 円																																																					
10, 000 口当たり分配金額	H	5 円																																																					

収益分配金金額	I=F×H/10,000	15,820,757 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	18,491,288 円
---------	--------------	--------------	---------	--------------	--------------

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 12 期 自 2018 年 4 月 3 日 至 2019 年 4 月 1 日	第 13 期 自 2019 年 4 月 2 日 至 2020 年 3 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 12 期 2019 年 4 月 1 日現在	第 13 期 2020 年 3 月 31 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第 12 期 自 2018 年 4 月 3 日 至 2019 年 4 月 1 日	第 13 期 自 2019 年 4 月 2 日 至 2020 年 3 月 31 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第12期 自 2018 年 4 月 3 日 至 2019 年 4 月 1 日		第13期 自 2019 年 4 月 2 日 至 2020 年 3 月 31 日	
期首元本額	27,254,880,034 円	期首元本額	31,641,515,565 円
期中追加設定元本額	9,486,502,811 円	期中追加設定元本額	13,894,166,087 円
期中一部解約元本額	5,099,867,280 円	期中一部解約元本額	8,553,104,850 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第12期 自 2018 年 4 月 3 日 至 2019 年 4 月 1 日	第13期 自 2019 年 4 月 2 日 至 2020 年 3 月 31 日
	損益に含まれた評価差額（円）	損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,283,678,439	△7,224,174,809
合計	4,283,678,439	△7,224,174,809

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式（2020 年 3 月 31 日現在）

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券（2020 年 3 月 31 日現在）

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	22,255,621,713	53,622,694,955	
	小計	銘柄数：1	22,255,621,713	53,622,694,955	
		組入時価比率：100.0%		100.0%	
合計				53,622,694,955	

（注1）投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

（注2）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

(2020 年 3 月 31 日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	8,803,379,855
コール・ローン	6,292,884,670
株式	532,708,715,674
投資証券	14,740,901,142
派生商品評価勘定	591,875,350
未収入金	10,866,851
未収配当金	962,507,146
差入委託証拠金	2,383,307,233
流動資産合計	566,494,437,921
資産合計	566,494,437,921
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	33,157,241
未払金	10,186,934,835
未払解約金	245,599,738
未払利息	11,518
その他未払費用	4,918,500
流動負債合計	10,470,621,832
負債合計	10,470,621,832
純資産の部	
元本等	
元本	230,777,414,749
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	325,246,401,340
元本等合計	556,023,816,089
純資産合計	556,023,816,089
負債純資産合計	566,494,437,921

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準	受取配当金

	原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(貸借対照表に関する注記)

2020 年 3 月 31 日現在	
1. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	2.4094 円
(10,000 口当たり純資産額)	(24,094 円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2019 年 4 月 2 日 至 2020 年 3 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020 年 3 月 31 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2020 年 3 月 31 日現在	
期首	2019 年 4 月 2 日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	207,721,483,594 円
同期中における追加設定元本額	56,924,689,531 円
同期中における一部解約元本額	33,868,758,376 円
期末元本額	230,777,414,749 円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	45,606,729 円
バランスセレクト50	144,817,704 円
バランスセレクト70	155,428,916 円
野村外国株インデックスファンド	518,274,940 円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	4,660,174,843 円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	6,135,950,276 円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,420,419,039 円
野村資産設計ファンド2015	16,224,931 円
野村資産設計ファンド2020	18,389,209 円
野村資産設計ファンド2025	30,275,301 円
野村資産設計ファンド2030	37,195,280 円
野村資産設計ファンド2035	28,812,214 円
野村資産設計ファンド2040	60,883,618 円
野村外国株インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	36,321,368,128 円
のむラップ・ファンド(保守型)	1,222,162,509 円
のむラップ・ファンド(普通型)	8,834,948,702 円
のむラップ・ファンド(積極型)	5,764,474,434 円
野村資産設計ファンド2045	9,067,287 円
野村インデックスファンド・外国株式	5,085,341,526 円
マイ・ロード	1,600,015,897 円
ネクストコア	15,297,514 円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	129,365,827 円
野村外国株インデックスBコース(野村SMA・EW向け)	1,570,017,565 円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	607,510,683 円
野村資産設計ファンド2050	14,984,107 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	4,900,497 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	2,203,199 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,775,244 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,124,486 円
のむラップ・ファンド(やや保守型)	223,325,959 円
のむラップ・ファンド(やや積極型)	440,681,091 円
インデックス・ブレンド(タイプⅠ)	2,914,635 円
インデックス・ブレンド(タイプⅡ)	3,672,056 円
インデックス・ブレンド(タイプⅢ)	22,713,083 円
インデックス・ブレンド(タイプⅣ)	7,480,531 円
インデックス・ブレンド(タイプⅤ)	29,087,179 円
野村6資産均等バランス	643,512,929 円
野村つみたて外国株投信	4,278,259,185 円
野村外国株(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)	3,653,207,390 円
世界6資産分散ファンド	67,538,180 円
野村資産設計ファンド2060	4,928,471 円
野村スリーゼロ先進国株式投信	415,117 円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジな	485,371,313 円

し) 連動型上場投信	
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	1, 246, 658, 042 円
グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A (適格機関投資家専用)	246, 564, 408 円
グローバル・インデックス・バランス 5 0 V A (適格機関投資家専用)	180, 296, 083 円
グローバル・インデックス・バランス 4 0 V A (適格機関投資家専用)	1, 151, 069, 845 円
グローバル・インデックス・バランス 6 0 V A (適格機関投資家専用)	2, 177, 660, 268 円
ワールド・インデックス・ファンD V A 安定型 (適格機関投資家専用)	2, 662, 077 円
ワールド・インデックス・ファンD V A バランス型 (適格機関投資家専用)	6, 606, 701 円
ワールド・インデックス・ファンD V A 積極型 (適格機関投資家専用)	1, 595, 704 円
野村ワールド・インデックス・バランス 3 5 V A (適格機関投資家専用)	3, 286, 325 円
野村ワールド・インデックス・バランス 5 0 V A (適格機関投資家専用)	49, 066, 901 円
野村外国株式インデックスファンD (適格機関投資家専用)	16, 933, 862 円
野村世界インデックス・バランス 4 0 V A (適格機関投資家専用)	14, 057, 350 円
野村グローバル・インデックス・バランス 2 5 V A (適格機関投資家専用)	41, 225, 030 円
野村グローバル・インデックス・バランス 5 0 V A (適格機関投資家専用)	153, 679, 384 円
野村グローバル・インデックス・バランス 7 5 V A (適格機関投資家専用)	2, 961, 246, 485 円
野村世界バランス 2 5 V A (適格機関投資家専用)	44, 016, 998 円
野村 M S C I - K O K U S A I インデックスファンD (適格機関投資家専用)	30, 720, 896 円
ノムラ F O F s 用インデックスファンD・外国株式 (適格機関投資家専用)	1, 240, 519, 467 円
野村 F o F s 用・外国株式 M S C I - K O K U S A I インデックスファンD (適格機関投資家専用)	16, 200, 200, 467 円
野村 F O F s 用・ターゲット・リターン・8 資産バランス (2 % コース向け) (適格機関投資家専用)	129, 074 円
バランスセレクト 3 0 (確定拠出年金向け)	1, 982, 969 円
バランスセレクト 5 0 (確定拠出年金向け)	11, 389, 463 円
バランスセレクト 7 0 (確定拠出年金向け)	12, 569, 368 円
野村外国株式インデックスファンD・M S C I - K O K U S A I (確定拠出年金向け)	67, 352, 314, 919 円
マイバランス 3 0 (確定拠出年金向け)	3, 019, 550, 038 円
マイバランス 5 0 (確定拠出年金向け)	10, 232, 027, 680 円
マイバランス 7 0 (確定拠出年金向け)	8, 902, 069, 455 円
マイバランス D C 3 0	1, 099, 765, 570 円
マイバランス D C 5 0	2, 046, 408, 931 円
マイバランス D C 7 0	1, 584, 081, 235 円
野村 D C 外国株式インデックスファンD・M S C I - K O K U S A I	22, 255, 621, 713 円
野村 D C 運用戦略ファンD	216, 326, 337 円
野村 D C 運用戦略ファンD (マイルド)	15, 363, 144 円
マイターゲット 2 0 5 0 (確定拠出年金向け)	275, 786, 534 円
マイターゲット 2 0 3 0 (確定拠出年金向け)	228, 702, 850 円
マイターゲット 2 0 4 0 (確定拠出年金向け)	174, 633, 368 円
野村世界 6 資産分散投信 (D C) 安定コース	10, 685, 299 円
野村世界 6 資産分散投信 (D C) インカムコース	5, 768, 243 円
野村世界 6 資産分散投信 (D C) 成長コース	23, 250, 293 円
野村資産設計ファンD (D C・つみたて N I S A) 2 0 3 0	2, 756, 083 円
野村資産設計ファンD (D C・つみたて N I S A) 2 0 4 0	2, 088, 740 円
野村資産設計ファンD (D C・つみたて N I S A) 2 0 5 0	2, 110, 719 円
マイターゲット 2 0 3 5 (確定拠出年金向け)	93, 721, 552 円
マイターゲット 2 0 4 5 (確定拠出年金向け)	62, 582, 474 円
マイターゲット 2 0 5 5 (確定拠出年金向け)	26, 822, 093 円
マイターゲット 2 0 6 0 (確定拠出年金向け)	30, 055, 352 円
野村資産設計ファンD (D C・つみたて N I S A) 2 0 6 0	667, 236 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1)株式(2020年3月31日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	101,000	10.96	1,106,960.00	
		HALLIBURTON CO	128,000	6.37	815,360.00	
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	58,000	9.40	545,200.00	
		SCHLUMBERGER LTD	214,000	13.28	2,841,920.00	
		TECHNIPFMC PLC	61,000	7.05	430,050.00	
		APACHE CORPORATION	54,100	4.11	222,351.00	
		CABOT OIL & GAS CORP	64,000	17.51	1,120,640.00	
		CHENIERE ENERGY INC	36,400	32.54	1,184,456.00	
		CHEVRON CORP	296,000	71.95	21,297,200.00	
		CONCHO RESOURCES INC	31,000	41.08	1,273,480.00	
		CONOCOPHILLIPS	171,000	29.29	5,008,590.00	
		CONTINENTAL RESOURCES INC/OK	13,900	7.71	107,169.00	
		DEVON ENERGY CORP	62,400	6.35	396,240.00	
		DIAMONDBACK ENERGY INC	23,100	23.59	544,929.00	
		EOG RESOURCES INC	90,400	34.98	3,162,192.00	
		EXXON MOBIL CORP	662,100	37.50	24,828,750.00	
		HESS CORP	43,200	31.93	1,379,376.00	
		HOLLYFRONTIER CORP	23,600	26.02	614,072.00	
		KINDER MORGAN INC	315,000	13.27	4,180,050.00	
		MARATHON OIL CORP	123,000	3.24	398,520.00	
		MARATHON PETROLEUM CORP	98,500	24.33	2,396,505.00	
		NOBLE ENERGY INC	71,000	5.31	377,010.00	
		OCCIDENTAL PETE CORP	142,000	11.01	1,563,420.00	
		ONEOK INC	67,000	20.04	1,342,680.00	
		PHILLIPS 66	70,300	54.16	3,807,448.00	
		PIONEER NATURAL RESOURCES CO	26,100	66.49	1,735,389.00	
		TARGA RESOURCES CORP	34,800	6.48	225,504.00	
		VALERO ENERGY CORP	62,800	47.19	2,963,532.00	
		WILLIAMS COS	191,000	13.82	2,639,620.00	
		AIR PRODUCTS	34,700	206.53	7,166,591.00	
		ALBEMARLE CORP	16,700	55.60	928,520.00	
		AXALTA COATING SYSTEMS LTD	29,200	18.07	527,644.00	

CELANESE CORP-SERIES A	19,600	74.10	1,452,360.00	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	35,300	26.62	939,686.00	
CORTEVA INC	115,000	24.09	2,770,350.00	
DOW INC	115,200	28.65	3,300,480.00	
DUPONT DE NEMOURS INC	115,000	33.62	3,866,300.00	
EASTMAN CHEMICAL CO.	20,800	47.61	990,288.00	
ECOLAB INC	40,100	161.40	6,472,140.00	
FMC CORP	19,600	82.64	1,619,744.00	
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	15,500	108.01	1,674,155.00	
LINDE PLC	84,200	176.80	14,886,560.00	
LYONDELLBASELL INDU-CL A	42,100	49.58	2,087,318.00	
MOSAIC CO/THE	56,000	10.00	560,000.00	
PPG INDUSTRIES	36,800	85.92	3,161,856.00	
RPM INTERNATIONAL INC	21,100	61.10	1,289,210.00	
SHERWIN-WILLIAMS	12,930	481.83	6,230,061.90	
WESTLAKE CHEMICAL CORP	5,000	37.87	189,350.00	
MARTIN MARIETTA MATERIALS	9,700	179.52	1,741,344.00	
VULCAN MATERIALS CO	20,800	101.86	2,118,688.00	
AMCOR PLC	250,000	8.28	2,070,000.00	
AVERY DENNISON CORP	13,400	104.77	1,403,918.00	
BALL CORP	47,500	65.99	3,134,525.00	
CROWN HOLDINGS INC	21,200	58.52	1,240,624.00	
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	59,800	31.33	1,873,534.00	
PACKAGING CORP OP AMERICA	14,500	90.76	1,316,020.00	
SEALED AIR CORP	21,900	25.73	563,487.00	
WESTROCK CO	38,700	29.00	1,122,300.00	
FREEMONT-MCMORAN INC	225,000	6.24	1,404,000.00	
NEWMONT CORP	127,600	46.36	5,915,536.00	
NUCOR CORP	46,700	34.92	1,630,764.00	
STEEL DYNAMICS	33,400	21.83	729,122.00	
ARCONIC INC	57,000	16.40	934,800.00	
BOEING CO	83,800	152.28	12,761,064.00	
GENERAL DYNAMICS	38,300	133.60	5,116,880.00	
HEICO CORP	6,300	76.89	484,407.00	
HEICO CORP-CLASS A	12,400	66.01	818,524.00	

HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	6,500	189.54	1,232,010.00	
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	34,400	181.96	6,259,424.00	
LOCKHEED MARTIN	39,790	348.85	13,880,741.50	
NORTHROP GRUMMAN CORP	25,160	313.72	7,893,195.20	
RAYTHEON COMPANY	43,300	141.21	6,114,393.00	
SPIRIT AEROSYSTEMS HOLD-CL A	14,600	24.25	354,050.00	
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	5,770	295.38	1,704,342.60	
TEXTRON INC	33,500	27.67	926,945.00	
TRANSDIGM GROUP INC	7,660	342.75	2,625,465.00	
UNITED TECHNOLOGIES	128,600	98.49	12,665,814.00	
ALLEGION PLC	14,800	95.01	1,406,148.00	
FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	21,600	44.51	961,416.00	
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	120,000	26.49	3,178,800.00	
LENNOX INTERNATIONAL INC	5,100	187.18	954,618.00	
MASCO CORP	42,800	35.27	1,509,556.00	
OWENS CORNING INC	16,800	39.88	669,984.00	
SMITH (A. O.) CORP	21,800	38.60	841,480.00	
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	20,000	77.99	1,559,800.00	
ACUITY BRANDS INC	6,200	85.76	531,712.00	
AMETEK INC	35,500	73.72	2,617,060.00	
EATON CORP PLC	64,500	78.32	5,051,640.00	
EMERSON ELEC	93,800	46.63	4,373,894.00	
ROCKWELL AUTOMATION INC	17,800	152.26	2,710,228.00	
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	24,500	29.36	719,320.00	
3M CORP	90,200	137.74	12,424,148.00	
GENERAL ELEC CO	1,355,000	7.89	10,690,950.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	112,000	131.75	14,756,000.00	
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	35,400	47.00	1,663,800.00	
JARDINE STRATEGIC HLDGS LTD	33,300	20.75	690,975.00	
ROPER TECHNOLOGIES INC	16,410	317.46	5,209,518.60	
CATERPILLAR INC DEL	86,800	111.71	9,696,428.00	
CUMMINS INC	22,600	134.48	3,039,248.00	
DEERE & COMPANY	47,100	141.23	6,651,933.00	
DOVER CORP	22,900	85.64	1,961,156.00	

FLOWERVE CORP	20,600	22.49	463,294.00	
FORTIVE CORP	47,600	52.10	2,479,960.00	
IDEX CORP	12,300	136.88	1,683,624.00	
ILLINOIS TOOL WORKS INC	50,000	142.35	7,117,500.00	
INGERSOLL-RAND INC	52,842	23.75	1,254,997.50	
MIDDLEBY CORP	8,700	57.00	495,900.00	
PACCAR	53,800	62.27	3,350,126.00	
PARKER HANNIFIN CORP	20,100	130.35	2,620,035.00	
PENTAIR PLC	23,200	29.63	687,416.00	
SNAP-ON INC	8,400	113.03	949,452.00	
STANLEY BLACK & DECKER INC	23,900	100.38	2,399,082.00	
TRANE TECHNOLOGIES PLC	37,600	84.30	3,169,680.00	
WABCO HOLDINGS INC	8,100	135.12	1,094,472.00	
WABTEC CORP	28,800	49.22	1,417,536.00	
XYLEM INC	27,800	66.24	1,841,472.00	
AERCAP HOLDINGS NV	17,000	22.78	387,260.00	
FASTENAL CO	87,400	31.80	2,779,320.00	
GRAINGER(W.W.) INC	7,000	255.14	1,785,980.00	
HD SUPPLY HOLDINGS INC	26,800	27.64	740,752.00	
UNITED RENTALS INC	11,200	95.16	1,065,792.00	
CINTAS CORP	13,400	180.45	2,418,030.00	
COPART INC	31,900	71.84	2,291,696.00	
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	34,300	76.65	2,629,095.00	
ROLLINS INC	23,900	35.84	856,576.00	
WASTE CONNECTIONS INC	40,300	77.39	3,118,817.00	
WASTE MANAGEMENT INC	66,800	94.60	6,319,280.00	
C.H.ROBINSON WORLDWIDE INC	20,100	65.19	1,310,319.00	
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	27,300	66.97	1,828,281.00	
FEDEX CORPORATION	39,100	124.31	4,860,521.00	
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	109,900	97.84	10,752,616.00	
XPO LOGISTICS INC	14,300	51.43	735,449.00	
AMERICAN AIRLINES GROUP INC	14,600	12.25	178,850.00	
DELTA AIR LINES INC	25,200	28.67	722,484.00	
SOUTHWEST AIRLINES	19,800	35.10	694,980.00	
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	9,200	30.16	277,472.00	

AMERCO	1, 170	295. 98	346, 296. 60	
CSX CORP	116, 200	58. 02	6, 741, 924. 00	
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	13, 200	93. 56	1, 234, 992. 00	
KANSAS CITY SOUTHERN	15, 100	129. 38	1, 953, 638. 00	
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	20, 800	33. 29	692, 432. 00	
NORFOLK SOUTHERN CORP	40, 300	148. 29	5, 976, 087. 00	
OLD DOMINION FREIGHT LINE	15, 300	134. 67	2, 060, 451. 00	
UBER TECHNOLOGIES INC	65, 500	27. 83	1, 822, 865. 00	
UNION PAC CORP	108, 800	140. 20	15, 253, 760. 00	
APTIV PLC	39, 200	49. 92	1, 956, 864. 00	
AUTOLIV INC	11, 900	46. 72	555, 968. 00	
BORGWARNER INC	29, 600	24. 58	727, 568. 00	
LEAR CORP	8, 400	88. 55	743, 820. 00	
FORD MOTOR COMPANY	607, 000	5. 03	3, 053, 210. 00	
GENERAL MOTORS CO	199, 000	21. 32	4, 242, 680. 00	
HARLEY-DAVIDSON INC	22, 400	17. 92	401, 408. 00	
TESLA INC	21, 210	502. 13	10, 650, 177. 30	
DR HORTON INC	53, 800	36. 84	1, 981, 992. 00	
GARMIN LTD	20, 500	76. 69	1, 572, 145. 00	
LEGGETT & PLATT INC	18, 900	28. 07	530, 523. 00	
LENNAR CORP-A	43, 000	39. 96	1, 718, 280. 00	
MOHAWK INDUSTRIES	8, 700	80. 15	697, 305. 00	
NEWELL BRANDS INC	66, 000	13. 64	900, 240. 00	
NVR INC	559	2, 714. 31	1, 517, 299. 29	
PULTEGROUP INC	37, 900	23. 76	900, 504. 00	
WHIRLPOOL CORP	9, 400	87. 71	824, 474. 00	
HASBRO INC	19, 600	71. 48	1, 401, 008. 00	
POLARIS INC	8, 300	47. 17	391, 511. 00	
CAPRI HOLDINGS LTD	19, 900	11. 25	223, 875. 00	
HANESBRANDS INC	51, 000	8. 06	411, 060. 00	
LULULEMON ATHLETICA INC	17, 200	193. 94	3, 335, 768. 00	
NIKE INC-B	195, 200	85. 38	16, 666, 176. 00	
PVH CORP	11, 600	38. 22	443, 352. 00	
RALPH LAUREN CORPORATION	7, 800	71. 26	555, 828. 00	

TAPESTRY INC	45,000	13.21	594,450.00	
UNDER ARMOUR INC-CLASS A	24,000	9.57	229,680.00	
UNDER ARMOUR INC-CLASS C	25,000	8.41	210,250.00	
V F CORP	52,500	59.75	3,136,875.00	
ARAMARK	41,000	21.09	864,690.00	
CARNIVAL CORP	62,100	12.80	794,880.00	
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	4,120	639.97	2,636,676.40	
DARDEN RESTAURANTS INC	19,800	56.85	1,125,630.00	
DOMINOS PIZZA INC	5,900	346.75	2,045,825.00	
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	41,600	68.68	2,857,088.00	
LAS VEGAS SANDS CORP	53,800	43.49	2,339,762.00	
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	43,200	76.16	3,290,112.00	
MCDONALD'S CORP	117,900	168.13	19,822,527.00	
MELCO RESORTS & ENTERT-ADR	34,000	12.47	423,980.00	
MGM RESORTS INTERNATIONAL	79,000	11.53	910,870.00	
NORWEGIAN CRUISE LINE HOLDIN	33,000	10.68	352,440.00	
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	26,600	29.77	791,882.00	
STARBUCKS CORP	185,200	67.86	12,567,672.00	
VAIL RESORTS INC	6,000	148.96	893,760.00	
WYNN RESORTS LTD	15,500	61.10	947,050.00	
YUM BRANDS INC	47,100	70.67	3,328,557.00	
GENUINE PARTS CO	23,200	66.08	1,533,056.00	
LKQ CORP	45,000	21.00	945,000.00	
AMAZON.COM INC	65,840	1,963.95	129,306,468.00	
BOOKING HOLDINGS INC	6,500	1,308.23	8,503,495.00	
EBAY INC	120,000	31.19	3,742,800.00	
EXPEDIA GROUP INC	20,700	56.39	1,167,273.00	
GRUBHUB INC	14,500	39.55	573,475.00	
MERCADOLIBRE INC	6,910	473.29	3,270,433.90	
WAYFAIR INC - CLASS A	8,600	52.01	447,286.00	
DOLLAR GENERAL CORP	39,700	146.77	5,826,769.00	
DOLLAR TREE INC	37,600	79.85	3,002,360.00	
KOHL'S CORP	25,300	16.03	405,559.00	
NORDSTROM INC	15,000	15.78	236,700.00	
TARGET CORP	78,800	96.01	7,565,588.00	

ADVANCE AUTO PARTS	10,900	96.50	1,051,850.00	
AUTOZONE	3,680	873.99	3,216,283.20	
BEST BUY COMPANY INC	36,300	59.75	2,168,925.00	
BURLINGTON STORES INC	10,500	162.53	1,706,565.00	
CARMAX INC	26,100	55.75	1,455,075.00	
GAP INC	31,500	7.42	233,730.00	
HOME DEPOT	170,600	196.10	33,454,660.00	
LOWES COS INC	120,500	88.71	10,689,555.00	
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	11,970	318.19	3,808,734.30	
ROSS STORES INC	56,100	84.87	4,761,207.00	
TIFFANY & CO	16,900	128.49	2,171,481.00	
TJX COS INC	189,800	47.55	9,024,990.00	
TRACTOR SUPPLY COMPANY	17,800	85.55	1,522,790.00	
ULTA BEAUTY INC	8,500	179.71	1,527,535.00	
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	69,160	291.12	20,133,859.20	
DAIRY FARM INTL HLDGS LTD	45,000	4.44	199,800.00	
KROGER CO	126,900	29.65	3,762,585.00	
SYSCO CORP	75,800	46.35	3,513,330.00	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	118,200	45.16	5,337,912.00	
WALMART INC	222,500	115.19	25,629,775.00	
BROWN-FORMAN CORP-CL B	47,800	56.63	2,706,914.00	
COCA COLA CO	636,800	45.00	28,656,000.00	
COCA-COLA EUROPEAN PARTNERS	35,100	36.80	1,291,680.00	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	25,900	146.44	3,792,796.00	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	28,400	40.30	1,144,520.00	
MONSTER BEVERAGE CORP	63,800	58.00	3,700,400.00	
PEPSICO INC	218,200	125.48	27,379,736.00	
ARCHER DANIELS MIDLAND	88,400	35.83	3,167,372.00	
BUNGE LIMITED	22,000	39.59	870,980.00	
CAMPBELL SOUP CO	24,800	46.53	1,153,944.00	
CONAGRA BRANDS INC	76,900	28.23	2,170,887.00	
GENERAL MILLS	94,300	54.10	5,101,630.00	
HERSHEY CO/THE	23,500	137.78	3,237,830.00	
HORMEL FOODS CORP	45,600	46.78	2,133,168.00	
INGREDION INC	9,600	77.28	741,888.00	

JM SMUCKER CO/THE-NEW	17,400	110.63	1,924,962.00	
KELLOGG CO	40,000	60.91	2,436,400.00	
KRAFT HEINZ CO/THE	104,100	25.17	2,620,197.00	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	21,700	57.64	1,250,788.00	
MCCORMICK & CO INC.	18,900	143.15	2,705,535.00	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	225,900	51.13	11,550,267.00	
TYSON FOODS INC-CL A	46,900	59.15	2,774,135.00	
ALTRIA GROUP INC	293,100	37.31	10,935,561.00	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	243,700	72.55	17,680,435.00	
CHURCH & DWIGHT CO INC	37,500	64.81	2,430,375.00	
CLOROX CO	19,300	174.48	3,367,464.00	
COLGATE PALMOLIVE CO.	126,500	66.58	8,422,370.00	
KIMBERLY-CLARK CORP	53,300	132.43	7,058,519.00	
PROCTER & GAMBLE CO	389,900	115.00	44,838,500.00	
COTY INC-CL A	49,000	5.41	265,090.00	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	34,400	165.23	5,683,912.00	
ABBOTT LABORATORIES	276,800	79.34	21,961,312.00	
ABIOMED INC	7,200	148.99	1,072,728.00	
ALIGN TECHNOLOGY INC	11,800	179.92	2,123,056.00	
BAXTER INTERNATIONAL INC.	75,500	82.19	6,205,345.00	
BECTON, DICKINSON	42,000	222.87	9,360,540.00	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	219,300	31.64	6,938,652.00	
DANAHER CORP	98,100	140.82	13,814,442.00	
DENTSPLY SIRONA INC	35,200	39.20	1,379,840.00	
DEXCOM INC	14,480	278.00	4,025,440.00	
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	32,500	196.06	6,371,950.00	
HOLOGIC INC	43,300	35.00	1,515,500.00	
IDEXX LABORATORIES INC	13,600	241.02	3,277,872.00	
INSULET CORP	9,800	174.58	1,710,884.00	
INTUITIVE SURGICAL INC	18,150	504.22	9,151,593.00	
MEDTRONIC PLC	209,900	92.05	19,321,295.00	
RESMED INC	22,500	154.21	3,469,725.00	
STERIS PLC	12,900	139.99	1,805,871.00	
STRYKER CORP	52,900	162.96	8,620,584.00	
TELEFLEX INC	7,140	288.34	2,058,747.60	

THE COOPER COMPANIES, INC.	7,580	280.15	2,123,537.00	
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	14,200	103.72	1,472,824.00	
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	11,800	151.81	1,791,358.00	
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	31,900	98.28	3,135,132.00	
AMERISOURCEBERGEN CORP	23,900	88.10	2,105,590.00	
ANTHEM INC	39,400	230.58	9,084,852.00	
CARDINAL HEALTH INC	44,300	48.44	2,145,892.00	
CENTENE CORP	92,100	57.71	5,315,091.00	
CIGNA CORP	58,000	178.26	10,339,080.00	
CVS HEALTH CORP	204,000	59.68	12,174,720.00	
DAVITA INC	14,800	76.41	1,130,868.00	
HCA HEALTHCARE INC	42,400	90.96	3,856,704.00	
HENRY SCHEIN INC	23,100	52.09	1,203,279.00	
HUMANA INC	20,490	311.23	6,377,102.70	
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	14,900	131.95	1,966,055.00	
MCKESSON CORP	25,600	138.02	3,533,312.00	
QUEST DIAGNOSTICS INC	20,500	83.06	1,702,730.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	148,200	251.28	37,239,696.00	
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	11,800	100.13	1,181,534.00	
ABBVIE INC	231,600	75.24	17,425,584.00	
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	34,200	87.26	2,984,292.00	
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	17,500	108.83	1,904,525.00	
AMGEN INC	93,000	208.48	19,388,640.00	
BEIGENE, LTD ADR	6,300	125.39	789,957.00	
BIOGEN INC	28,340	316.13	8,959,124.20	
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	28,000	82.49	2,309,720.00	
EXACT SCIENCES CORP	22,600	58.43	1,320,518.00	
GILEAD SCIENCES INC	198,200	75.93	15,049,326.00	
INCYTE CORP	28,500	72.17	2,056,845.00	
IONIS PHARMACEUTICALS INC	21,400	48.21	1,031,694.00	
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	14,200	91.59	1,300,578.00	
REGENERON PHARMACEUTICALS	12,750	473.00	6,030,750.00	
SAREPTA THERAPEUTICS INC	11,200	98.52	1,103,424.00	
SEATTLE GENETICS INC	18,700	115.29	2,155,923.00	
VERTEX PHARMACEUTICALS	40,400	231.92	9,369,568.00	

ALLERGAN PLC	51,000	176.31	8,991,810.00	
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	367,000	54.39	19,961,130.00	
ELANCO ANIMAL HEALTH INC	60,000	22.59	1,355,400.00	
ELI LILLY & CO.	135,300	138.44	18,730,932.00	
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	9,000	99.60	896,400.00	
JOHNSON & JOHNSON	411,400	133.01	54,720,314.00	
MERCK & CO INC	398,300	76.95	30,649,185.00	
MYLAN NV	77,000	15.07	1,160,390.00	
PERRIGO CO PLC	19,600	48.81	956,676.00	
PFIZER INC	865,800	32.67	28,285,686.00	
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	167,000	8.51	1,421,170.00	
ZOETIS INC	74,000	116.68	8,634,320.00	
BANK OF AMERICA CORP	1,337,000	22.04	29,467,480.00	
CITIGROUP	342,100	44.08	15,079,768.00	
CITIZENS FINANCIAL GROUP	70,000	19.65	1,375,500.00	
COMERICA INC	23,000	31.03	713,690.00	
EAST WEST BANCORP INC	20,700	26.89	556,623.00	
FIFTH THIRD BANCORP	112,000	15.86	1,776,880.00	
FIRST REPUBLIC BANK/CA	25,700	86.40	2,220,480.00	
HUNTINGTON BANCSHARES INC	154,000	8.37	1,289,750.00	
JPMORGAN CHASE & CO	490,300	93.50	45,843,050.00	
KEYCORP	158,000	10.79	1,704,820.00	
M & T BANK CORP	20,000	106.90	2,138,000.00	
PEOPLES UNITED FINANCIAL INC	71,000	11.51	817,210.00	
PNC FINANCIAL	68,900	100.97	6,956,833.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	150,000	9.50	1,425,000.00	
SIGNATURE BANK	8,900	83.02	738,878.00	
SVB FINANCIAL GROUP	8,100	155.78	1,261,818.00	
TRUIST FINANCIAL CORP	208,500	32.56	6,788,760.00	
US BANCORP	230,500	35.87	8,268,035.00	
WELLS FARGO CO	629,100	29.92	18,822,672.00	
ZIONS BANCORP NA	27,500	27.52	756,800.00	
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	205,500	183.18	37,643,490.00	
EQUITABLE HOLDINGS INC	62,000	15.46	958,520.00	
JEFFERIES FINANCIAL GROUP INC	43,000	14.00	602,000.00	

VOYA FINANCIAL INC	21,700	41.47	899,899.00	
AFLAC INC	114,700	36.26	4,159,022.00	
ALLEGHANY CORP	2,300	565.60	1,300,880.00	
ALLSTATE CORP	50,600	94.64	4,788,784.00	
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	12,500	71.56	894,500.00	
AMERICAN INTL GROUP	137,800	25.71	3,542,838.00	
AON PLC	36,900	171.03	6,311,007.00	
ARCH CAPITAL GROUP LTD	63,900	30.54	1,951,506.00	
ARTHUR J GALLAGHER & CO	29,700	83.22	2,471,634.00	
ASSURANT INC	9,000	107.33	965,970.00	
ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	21,200	26.31	557,772.00	
BROWN & BROWN INC	38,800	37.30	1,447,240.00	
CHUBB LTD	71,200	114.04	8,119,648.00	
CINCINNATI FINANCIAL CORP	24,600	79.74	1,961,604.00	
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	3,700	174.34	645,058.00	
EVEREST RE GROUP LTD	6,200	198.49	1,230,638.00	
FNF GROUP	40,500	26.40	1,069,200.00	
GLOBE LIFE INC	15,700	74.22	1,165,254.00	
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	54,500	35.84	1,953,280.00	
LINCOLN NATIONAL CORP	29,900	27.28	815,672.00	
LOEWS CORP	43,300	35.43	1,534,119.00	
MARKEL CORP	2,130	946.99	2,017,088.70	
MARSH & MCLENNAN COS	79,400	89.55	7,110,270.00	
METLIFE INC	120,600	32.03	3,862,818.00	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	44,400	33.21	1,474,524.00	
PROGRESSIVE CO	92,000	76.18	7,008,560.00	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	63,000	53.75	3,386,250.00	
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	9,000	86.92	782,280.00	
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	6,700	152.11	1,019,137.00	
TRAVELERS COS INC/THE	40,800	102.59	4,185,672.00	
UNUM GROUP	31,200	15.94	497,328.00	
WILLIS TOWERS WATSON PLC	20,200	172.95	3,493,590.00	
WR BERKLEY CORP	21,700	54.51	1,182,867.00	
ACCENTURE PLC-CL A	99,500	169.82	16,897,090.00	
AKAMAI TECHNOLOGIES	25,800	94.19	2,430,102.00	

ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	6,600	34.30	226,380.00	
AUTOMATIC DATA PROCESS	67,900	137.82	9,357,978.00	
BLACK KNIGHT INC	24,200	58.95	1,426,590.00	
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	22,600	71.28	1,610,928.00	
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	17,900	96.94	1,735,226.00	
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	86,600	47.38	4,103,108.00	
DXC TECHNOLOGY CO	37,800	14.44	545,832.00	
EPAM SYSTEMS INC	8,400	188.22	1,581,048.00	
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	96,400	125.29	12,077,956.00	
FISERV INC	90,800	98.33	8,928,364.00	
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	13,800	194.02	2,677,476.00	
GARTNER INC	14,100	107.81	1,520,121.00	
GLOBAL PAYMENTS INC	47,300	151.23	7,153,179.00	
GODADDY INC - CLASS A	26,900	59.16	1,591,404.00	
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	138,800	112.93	15,674,684.00	
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	11,700	156.05	1,825,785.00	
LEIDOS HOLDINGS INC	21,500	93.43	2,008,745.00	
MASTERCARD INC	140,390	253.25	35,553,767.50	
MONGODB INC	7,400	136.43	1,009,582.00	
OKTA INC	16,500	124.94	2,061,510.00	
PAYCHEX INC	50,500	64.42	3,253,210.00	
PAYPAL HOLDINGS INC	174,700	97.03	16,951,141.00	
SABRE CORP	42,000	6.23	261,660.00	
SQUARE INC - A	53,100	55.00	2,920,500.00	
TWILIO INC - A	18,600	97.00	1,804,200.00	
VERISIGN INC	16,200	188.55	3,054,510.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	267,800	165.57	44,339,646.00	
WESTERN UNION CO	66,000	18.91	1,248,060.00	
WIX.COM LTD	7,700	104.48	804,496.00	
ADOBE INC	75,760	318.39	24,121,226.40	
ANSYS INC	13,400	235.13	3,150,742.00	
AUTODESK INC.	34,200	155.91	5,332,122.00	
CADENCE DESIGN SYS INC	44,600	66.91	2,984,186.00	
CDK GLOBAL INC	20,000	34.15	683,000.00	

CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	18,900	99.19	1,874,691.00	
CITRIX SYSTEMS INC	19,900	145.91	2,903,609.00	
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	5,500	86.76	477,180.00	
DOCUSIGN INC	16,600	88.14	1,463,124.00	
DROPBOX INC-CLASS A	39,000	18.15	707,850.00	
FORTINET INC	22,800	100.95	2,301,660.00	
GUIDEWIRE SOFTWARE INC	12,100	83.08	1,005,268.00	
INTUIT INC	40,400	238.05	9,617,220.00	
MICROSOFT CORP	1,132,100	160.23	181,396,383.00	
NORTONLIFELOCK INC	98,000	19.10	1,871,800.00	
ORACLE CORPORATION	359,800	50.36	18,119,528.00	
PALO ALTO NETWORKS INC	15,200	166.47	2,530,344.00	
PAYCOM SOFTWARE INC	7,540	213.12	1,606,924.80	
PTC INC	17,000	59.27	1,007,590.00	
RINGCENTRAL INC-CLASS A	11,900	228.03	2,713,557.00	
SALESFORCE.COM INC	130,400	149.85	19,540,440.00	
SERVICENOW INC	29,630	286.39	8,485,735.70	
SPLUNK INC	23,700	127.22	3,015,114.00	
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	36,700	43.73	1,604,891.00	
SYNOPSYS INC	23,900	129.31	3,090,509.00	
TYLER TECHNOLOGIES INC	6,100	300.81	1,834,941.00	
VMWARE INC - CLASS A	13,000	120.52	1,566,760.00	
WORKDAY INC-CLASS A	25,400	137.30	3,487,420.00	
ARISTA NETWORKS INC	8,100	205.73	1,666,413.00	
CISCO SYSTEMS	663,800	40.32	26,764,416.00	
F5 NETWORKS INC	9,300	109.81	1,021,233.00	
JUNIPER NETWORKS INC	53,000	20.25	1,073,250.00	
MOTOROLA SOLUTIONS INC	26,800	133.37	3,574,316.00	
APPLE INC	694,070	254.81	176,855,976.70	
DELL TECHNOLOGIES-C	26,600	39.80	1,058,680.00	
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	202,000	10.05	2,030,100.00	
HP INC	232,000	17.84	4,138,880.00	
NETAPP INC	35,200	40.72	1,433,344.00	
SEAGATE TECHNOLOGY	37,300	49.87	1,860,151.00	

WESTERN DIGITAL CORP	47,600	43.51	2,071,076.00	
XEROX HOLDINGS CORP	28,900	17.95	518,755.00	
AMPHENOL CORP-CL A	46,400	75.83	3,518,512.00	
ARROW ELECTRS INC	12,100	53.72	650,012.00	
CDW CORPORATION	22,400	96.91	2,170,784.00	
COGNEX CORP	27,800	45.46	1,263,788.00	
CORNING INC	119,000	21.28	2,532,320.00	
FLEX LTD	76,000	8.40	638,400.00	
FLIR SYSTEMS INC	20,700	32.14	665,298.00	
IPG PHOTONICS CORP	5,900	109.20	644,280.00	
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	28,900	85.66	2,475,574.00	
TE CONNECTIVITY LTD	52,400	63.72	3,338,928.00	
TRIMBLE INC	38,800	31.03	1,203,964.00	
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	8,400	188.35	1,582,140.00	
ADVANCED MICRO DEVICES	166,300	47.86	7,959,118.00	
ANALOG DEVICES INC	58,100	90.97	5,285,357.00	
APPLIED MATERIALS	143,600	47.30	6,792,280.00	
BROADCOM INC	62,200	240.11	14,934,842.00	
INTEL CORP	680,200	55.49	37,744,298.00	
KLA CORP	24,400	149.52	3,648,288.00	
LAM RESEARCH	22,400	255.30	5,718,720.00	
MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	99,000	22.70	2,247,300.00	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	42,400	49.91	2,116,184.00	
MICROCHIP TECHNOLOGY	37,300	68.99	2,573,327.00	
MICRON TECHNOLOGY	174,000	44.52	7,746,480.00	
NVIDIA CORP	90,990	265.59	24,166,034.10	
NXP SEMICONDUCTORS NV	43,200	84.93	3,668,976.00	
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	59,000	12.97	765,230.00	
QORVO INC	17,600	81.48	1,434,048.00	
QUALCOMM INC	179,100	69.03	12,363,273.00	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	27,200	90.11	2,450,992.00	
TERADYNE INC	25,000	55.24	1,381,000.00	
TEXAS INSTRUMENTS INC	146,500	102.02	14,945,930.00	
XILINX INC	39,900	79.35	3,166,065.00	
AT & T INC	1,142,400	30.23	34,534,752.00	

CENTURYLINK INC	148,000	9.84	1,456,320.00	
VERIZON COMMUNICATIONS	646,800	54.77	35,425,236.00	
SPRINT CORP	129,000	8.44	1,088,760.00	
T-MOBILE US INC	53,000	83.12	4,405,360.00	
ALLIANT ENERGY CORP	37,600	50.57	1,901,432.00	
AMERICAN ELECTRIC POWER	77,700	83.71	6,504,267.00	
DUKE ENERGY CORP	113,800	83.46	9,497,748.00	
EDISON INTERNATIONAL	55,500	56.31	3,125,205.00	
ENTERGY CORP	31,300	100.07	3,132,191.00	
EVERGY INC	35,900	59.11	2,122,049.00	
EVERSOURCE ENERGY	50,300	83.65	4,207,595.00	
EXELON CORPORATION	151,500	37.23	5,640,345.00	
FIRSTENERGY CORP	83,400	40.49	3,376,866.00	
NEXTERA ENERGY INC	76,500	246.01	18,819,765.00	
OGE ENERGY CORP	32,500	31.90	1,036,750.00	
PINNACLE WEST CAPITAL CORP	17,000	78.36	1,332,120.00	
PPL CORPORATION	114,800	25.83	2,965,284.00	
SOUTHERN CO.	164,700	57.99	9,550,953.00	
XCEL ENERGY INC	81,200	62.56	5,079,872.00	
ATMOS ENERGY CORP	18,400	102.82	1,891,888.00	
UGI CORP	30,900	26.91	831,519.00	
AMEREN CORPORATION	39,100	78.17	3,056,447.00	
CENTERPOINT ENERGY INC	75,400	16.23	1,223,742.00	
CMS ENERGY CORP	43,300	61.94	2,682,002.00	
CONSOLIDATED EDISON INC	52,500	80.73	4,238,325.00	
DOMINION ENERGY INC	127,800	76.81	9,816,318.00	
DTE ENERGY COMPANY	30,500	99.43	3,032,615.00	
NISOURCE INC	58,200	26.08	1,517,856.00	
PUBLIC SVC ENTERPRISE	78,100	44.51	3,476,231.00	
SEMPRA ENERGY	43,600	119.99	5,231,564.00	
WEC ENERGY GROUP INC	49,800	91.89	4,576,122.00	
AMERICAN WATER WORKS CO INC	28,300	126.72	3,586,176.00	
ESSENTIAL UTILITIES INC	34,900	43.05	1,502,445.00	
ALLY FINANCIAL INC	57,400	15.32	879,368.00	
AMERICAN EXPRESS CO	107,900	90.27	9,740,133.00	

CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	72,300	53.87	3,894,801.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	49,600	37.59	1,864,464.00	
SYNCHRONY FINANCIAL	94,000	16.77	1,576,380.00	
AMERIPRISE FINANCIAL INC	20,300	109.15	2,215,745.00	
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	127,900	34.00	4,348,600.00	
BLACKROCK INC	18,190	455.35	8,282,816.50	
BLACKSTONE GROUP INC/THE-A	104,000	47.28	4,917,120.00	
CBOE GLOBAL MARKETS INC	17,900	93.03	1,665,237.00	
CME GROUP INC	56,200	173.99	9,778,238.00	
E*TRADE FINANCIAL CORP	35,000	35.31	1,235,850.00	
EATON VANCE CORP	16,400	33.78	553,992.00	
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	5,920	268.07	1,586,974.40	
FRANKLIN RESOURCES INC	43,400	17.76	770,784.00	
GOLDMAN SACHS GROUP	50,100	159.62	7,996,962.00	
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	87,600	83.81	7,341,756.00	
INVESCO LTD	58,000	9.56	554,480.00	
KKR & CO INC-A	78,400	24.52	1,922,368.00	
MARKETAXESS HOLDINGS INC	5,840	351.32	2,051,708.80	
MOODY'S CORP	26,800	222.22	5,955,496.00	
MORGAN STANLEY	191,000	34.84	6,654,440.00	
MSCI INC	13,160	293.72	3,865,355.20	
NASDAQ INC	18,400	99.44	1,829,696.00	
NORTHERN TRUST CORP	32,100	75.79	2,432,859.00	
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	19,600	64.40	1,262,240.00	
S&P GLOBAL INC	38,400	246.99	9,484,416.00	
SCHWAB (CHARLES) CORP	179,700	34.33	6,169,101.00	
SEI INVESTMENTS COMPANY	19,100	46.44	887,004.00	
STATE STREET CORP	55,900	51.77	2,893,943.00	
T ROWE PRICE GROUP INC	36,600	98.83	3,617,178.00	
TD AMERITRADE HOLDING CORP	41,200	35.44	1,460,128.00	
AES CORP	101,000	13.66	1,379,660.00	
NRG ENERGY INC	40,500	28.45	1,152,225.00	
VISTRA ENERGY CORP	59,000	16.06	947,540.00	
CERNER CORP	49,900	64.24	3,205,576.00	
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	20,700	157.94	3,269,358.00	

AGILENT TECHNOLOGIES INC	49,000	72.67	3,560,830.00	
BIO-RAD LABORATORIES-A	3,640	349.11	1,270,760.40	
ILLUMINA INC	22,880	276.23	6,320,142.40	
IQVIA HOLDINGS INC	25,200	112.98	2,847,096.00	
METTLER-TOLEDO INTL	3,880	685.40	2,659,352.00	
PERKINELMER INC	17,400	76.51	1,331,274.00	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	62,800	284.96	17,895,488.00	
WATERS CORP	10,300	188.14	1,937,842.00	
COSTAR GROUP INC	5,810	599.99	3,485,941.90	
EQUIFAX INC	18,500	122.10	2,258,850.00	
IHS MARKIT LTD	59,300	61.86	3,668,298.00	
MANPOWERGROUP INC	9,600	55.18	529,728.00	
NIelsen HOLDINGS PLC	54,000	13.09	706,860.00	
ROBERT HALF INTERNATIONAL INC	17,100	40.31	689,301.00	
TRUNION	29,000	68.18	1,977,220.00	
VERISK ANALYTICS INC	24,200	146.87	3,554,254.00	
CBRE GROUP INC	48,300	41.03	1,981,749.00	
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	184,000	3.79	697,360.00	
JONES LANG LASALLE INC	7,600	107.44	816,544.00	
ALTICE USA INC-A	20,000	22.91	458,200.00	
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	23,590	450.78	10,633,900.20	
COMCAST CORP-CL A	710,400	35.49	25,212,096.00	
DISCOVERY INC - A	24,500	20.01	490,245.00	
DISCOVERY INC - C	57,000	17.95	1,023,150.00	
DISH NETWORK CORP-A	37,100	20.73	769,083.00	
FOX CORP-CLASS A	52,800	24.31	1,283,568.00	
FOX CORP-CLASS B	25,400	23.77	603,758.00	
INTERPUBLIC GROUP	58,000	16.20	939,600.00	
LIBERTY BROADBAND CORP-C	16,700	114.04	1,904,468.00	
LIBERTY GLOBAL PLC -SERIES C	64,000	15.70	1,004,800.00	
LIBERTY GLOBAL PLC-A	24,000	16.69	400,560.00	
LIBERTY SIRIUS GROUP-C	26,700	30.56	815,952.00	
LIBERTY SIRIUSXM GROUP	12,900	30.26	390,354.00	
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	55,000	8.82	485,100.00	
OMNICOM GROUP	34,500	54.92	1,894,740.00	

小計	SIRIUS XM HOLDINGS INC	229,000	4.81	1,101,490.00	
	VIACOMCBS INC-CLASS B	88,000	14.08	1,239,480.00	
	ACTIVISION BLIZZARD INC	120,800	58.47	7,063,176.00	
	DISNEY (WALT) CO	282,000	99.80	28,143,600.00	
	ELECTRONIC ARTS	46,100	97.69	4,503,509.00	
	LIBERTY MEDIA CORP-LIBERTY-C	29,300	26.58	778,794.00	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	23,000	45.23	1,040,290.00	
	NETFLIX INC	68,580	370.96	25,440,436.80	
	ROKU INC	14,200	89.61	1,272,462.00	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	18,100	118.51	2,145,031.00	
	ALPHABET INC-CL A	46,840	1,146.31	53,693,160.40	
	ALPHABET INC-CL C	48,330	1,146.82	55,425,810.60	
	FACEBOOK INC-A	376,100	165.95	62,413,795.00	
	IAC/INTERACTIVE CORP	12,600	180.01	2,268,126.00	
	MATCH GROUP INC	8,400	66.67	560,028.00	
	PINTEREST INC- CLASS A	46,000	15.42	709,320.00	
	SNAP INC-A	117,000	11.85	1,386,450.00	
	TRIPADVISOR INC	14,600	17.87	260,902.00	
	TWITTER INC	114,700	25.59	2,935,173.00	
	ZILLOW GROUP INC - C	20,200	37.06	748,612.00	
	銘柄数 : 608			3,471,191,602.49	
				(377,769,782,098)	
	組入時価比率 : 67.9%			70.8%	
カナダドル	CAMECO CORP	56,000	10.44	584,640.00	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	187,000	15.72	2,939,640.00	
	CENOVUS ENERGY INC	156,000	2.41	375,960.00	
	ENBRIDGE INC	317,800	39.95	12,696,110.00	
	HUSKY ENERGY INC	52,000	3.21	166,920.00	
	IMPERIAL OIL	37,500	14.86	557,250.00	
	INTER PIPELINE LTD	60,000	7.84	470,400.00	
	KEYERA CORP	34,000	11.72	398,480.00	
	OVINTIV INC	41,000	3.44	141,040.00	
	PARKLAND FUEL CORP	21,700	25.05	543,585.00	
	PEMBINA PIPELINE CORP	88,000	23.65	2,081,200.00	
	PRAIRIESKY ROYALTY LTD	31,000	7.06	218,860.00	

SUNCOR ENERGY INC	244,000	18.97	4,628,680.00	
TC ENERGY CORP	147,000	58.27	8,565,690.00	
METHANEX CORP	8,600	17.17	147,662.00	
NUTRIEN LTD	90,000	45.94	4,134,600.00	
CCL INDUSTRIES INC – CL B	24,700	39.54	976,638.00	
AGNICO EAGLE MINES LTD	37,700	56.63	2,134,951.00	
BARRICK GOLD	277,000	27.29	7,559,330.00	
FIRST QUANTUM MINERALS LTD	99,000	6.99	692,010.00	
FRANCO-NEVADA CORP	29,300	138.48	4,057,464.00	
KINROSS GOLD CORP	198,000	5.76	1,140,480.00	
KIRKLAND LAKE GOLD LTD	44,100	43.28	1,908,648.00	
LUNDIN MINING CORP	95,000	5.03	477,850.00	
TECK RESOURCES LTD–CLS B	82,000	9.78	801,960.00	
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	71,600	39.47	2,826,052.00	
WEST FRASER TIMBER	8,400	26.71	224,364.00	
BOMBARDIER B SHEARS	280,000	0.42	119,000.00	
CAE INC	41,000	18.08	741,280.00	
WSP GLOBAL INC	15,700	75.59	1,186,763.00	
AIR CANADA	20,400	16.08	328,032.00	
CANADIAN NATL RAILWAY CO	112,400	108.33	12,176,292.00	
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	21,300	307.91	6,558,483.00	
MAGNA INTERNATIONAL INC	45,100	44.98	2,028,598.00	
GILDAN ACTIVEWEAR INC	31,800	18.01	572,718.00	
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	43,300	57.02	2,468,966.00	
STARS GROUP INC/THE	38,000	25.75	978,500.00	
CANADIAN TIRE CORP LTD A	8,600	85.87	738,482.00	
DOLLARAMA INC	46,600	40.78	1,900,348.00	
ALIMENTATION COUCHE–TARD–B	134,200	32.88	4,412,496.00	
EMPIRE CO LTD A	26,000	27.35	711,100.00	
LOBLAW COMPANIES	28,500	69.14	1,970,490.00	
METRO INC	39,600	56.83	2,250,468.00	
WESTON (GEORGE) LTD	12,300	98.91	1,216,593.00	
SAPUTO INC	36,600	33.29	1,218,414.00	
AURORA CANNABIS INC	200,000	1.29	258,000.00	

BAUSCH HEALTH COS INC	51,000	21.60	1,101,600.00	
CANOPY GROWTH CORP	33,000	20.53	677,490.00	
CRONOS GROUP INC	25,000	9.02	225,500.00	
BANK OF MONTREAL	99,000	67.81	6,713,190.00	
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	189,300	54.81	10,375,533.00	
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	69,600	79.00	5,498,400.00	
NATIONAL BANK OF CANADA	52,300	52.03	2,721,169.00	
ROYAL BANK OF CANADA	224,800	84.80	19,063,040.00	
TORONTO DOMINION BANK	284,100	58.46	16,608,486.00	
ONEX CORPORATION	13,200	51.00	673,200.00	
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	4,140	409.57	1,695,619.80	
GREAT-WEST LIFE CO INC	42,000	23.50	987,000.00	
IA FINANCIAL CORP INC	18,300	42.63	780,129.00	
INTACT FINANCIAL CORP	21,500	115.52	2,483,680.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	303,000	17.00	5,151,000.00	
POWER CORPORATION OF CANADA	86,950	21.49	1,868,555.50	
SUN LIFE FINANCIAL INC	92,300	44.20	4,079,660.00	
CGI INC	38,400	74.19	2,848,896.00	
SHOPIFY INC - CLASS A	16,300	611.52	9,967,776.00	
BLACKBERRY LTD	71,000	5.54	393,340.00	
CONSTELLATION SOFTWARE INC	3,200	1,275.90	4,082,880.00	
OPEN TEXT CORP	41,700	48.53	2,023,701.00	
BCE INC	22,700	55.15	1,251,905.00	
TELUS CORP	58,600	21.46	1,257,556.00	
ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	55,500	57.20	3,174,600.00	
EMERA INC	37,900	54.00	2,046,600.00	
FORTIS INC	68,200	52.49	3,579,818.00	
HYDRO ONE LTD	49,000	25.24	1,236,760.00	
ALTAGAS LTD	42,000	11.77	494,340.00	
ALGONQUIN POWER & UTILITIES	85,000	17.87	1,518,950.00	
ATCO LTD CL1	13,000	37.51	487,630.00	
CANADIAN UTILITIES LTD A	20,300	33.29	675,787.00	
BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	140,200	62.48	8,759,696.00	
CI FINANCIAL CORP	33,600	13.18	442,848.00	
IGM FINANCIAL INC	15,000	23.39	350,850.00	

小計	THOMSON REUTERS CORP	31,700	94.25	2,987,725.00	
	QUEBECOR INC-CL B	27,000	31.29	844,830.00	
	SHAW COMMUNICATIONS INC-B	77,000	22.23	1,711,710.00	
	銘柄数 : 84			234,126,937.30	
	組入時価比率 : 3.2%			(17,934,123,397)	
				3.4%	
	ユーロ	TENARIS SA	71,000	5.53	393,198.00
		ENI SPA	403,000	8.59	3,462,979.00
		GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	81,000	9.98	808,380.00
		NESTE OYJ	66,800	28.17	1,881,756.00
		OMV AG	21,000	25.13	527,730.00
		REPSOL SA	220,484	7.59	1,673,914.52
		TOTAL SA	376,200	33.57	12,629,034.00
		VOPAK	11,400	46.76	533,064.00
		AIR LIQUIDE SA	73,400	112.60	8,264,840.00
		AKZO NOBEL	32,400	61.80	2,002,320.00
		ARKEMA	9,900	60.26	596,574.00
		BASF SE	144,500	42.45	6,134,747.50
		COVESTRO AG	26,900	27.37	736,253.00
		EVONIK INDUSTRIES AG	33,000	18.59	613,470.00
		FUCHS PETROLUB SE -PFD	10,500	32.00	336,000.00
		KONINKLIJKE DSM NV	28,500	103.80	2,958,300.00
		LANXESS	12,000	36.38	436,560.00
		SOLVAY SA	11,400	65.36	745,104.00
		SYMRISE AG	19,800	82.16	1,626,768.00
		UMICORE	31,000	30.71	952,010.00
		CRH PLC	125,300	23.36	2,927,008.00
		HEIDELBERGCEMENT AG	22,600	36.93	834,618.00
		SMURFIT KAPPA GROUP PLC	35,300	24.62	869,086.00
		ARCELORMITTAL	99,000	7.97	789,525.00
		THYSSENKRUPP AG	62,000	4.63	287,370.00
		VOESTALPINE AG	20,000	18.00	360,000.00
		STORA ENSO OYJ-R	85,000	8.79	747,320.00
		UPM-KYMMENE OYJ	83,200	23.34	1,941,888.00
		AIRBUS SE	91,800	60.93	5,593,374.00

DASSAULT AVIATION SA	330	705. 00	232, 650. 00	
LEONARDO SPA	64, 000	5. 96	381, 696. 00	
MTU AERO ENGINES AG	8, 400	134. 85	1, 132, 740. 00	
SAFRAN SA	50, 800	84. 90	4, 312, 920. 00	
THALES SA	16, 300	73. 00	1, 189, 900. 00	
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	79, 000	21. 44	1, 694, 155. 00	
KINGSPAN GROUP PLC	24, 500	46. 00	1, 127, 000. 00	
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	40, 394	16. 29	658, 018. 26	
BOUYGUES	34, 800	27. 53	958, 044. 00	
EIFPAGE SA	12, 100	66. 00	798, 600. 00	
FERROVIAL SA	77, 000	21. 44	1, 650, 880. 00	
HOCHTIEF AG	3, 800	57. 60	218, 880. 00	
VINCI	81, 000	73. 00	5, 913, 000. 00	
LEGRAND SA	41, 000	57. 58	2, 360, 780. 00	
PRYSMIAN SPA	37, 000	15. 31	566, 655. 00	
SCHNEIDER ELECTRIC SE	86, 900	79. 22	6, 884, 218. 00	
SIEMENS GAMESA RENEWABLE ENERGY SA	38, 000	13. 50	513, 000. 00	
SIEMENS AG	120, 100	75. 26	9, 038, 726. 00	
ALSTOM	30, 300	37. 29	1, 129, 887. 00	
ANDRITZ AG	11, 700	27. 42	320, 814. 00	
CNH INDUSTRIAL NV	154, 000	5. 13	790, 636. 00	
GEA GROUP AG	24, 200	18. 27	442, 255. 00	
KION GROUP AG	9, 900	39. 33	389, 367. 00	
KNORR-BREMSE AG	7, 100	76. 30	541, 730. 00	
KONE OYJ	54, 000	50. 60	2, 732, 400. 00	
METSO OYJ	16, 200	20. 62	334, 044. 00	
WARTSILA OYJ	63, 000	6. 45	406, 476. 00	
BRENTAG AG	23, 800	32. 49	773, 262. 00	
DEUTSCHE POST AG-REG	153, 400	24. 56	3, 767, 504. 00	
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	42, 000	8. 68	364, 644. 00	
ADP	4, 700	88. 60	416, 420. 00	
AENA SME SA	10, 700	100. 30	1, 073, 210. 00	
ATLANTIA SPA	79, 000	10. 65	841, 745. 00	
FRAPORT AG	6, 300	36. 91	232, 533. 00	
GETLINK	72, 000	10. 70	770, 400. 00	

CONTINENTAL AG	17,500	64.03	1,120,525.00	
FAURECIA	10,500	26.79	281,295.00	
MICHELIN (CGDE)	26,700	76.48	2,042,016.00	
NOKIAN RENKAAT OYJ	21,000	18.74	393,540.00	
PIRELLI & C. SPA	53,000	3.34	177,073.00	
VALEO SA	37,300	14.50	540,850.00	
BAYER MOTOREN WERK	52,100	45.73	2,382,533.00	
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	7,800	37.32	291,096.00	
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	140,300	27.20	3,816,861.50	
FERRARI NV	18,900	139.15	2,629,935.00	
FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	170,000	6.31	1,072,700.00	
PEUGEOT CITROEN	88,000	11.77	1,035,760.00	
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	22,700	37.56	852,612.00	
RENAULT SA	28,100	17.20	483,544.80	
VOLKSWAGEN AG	5,100	118.70	605,370.00	
VOLKSWAGEN AG-PREF	28,900	105.02	3,035,078.00	
SEB SA	3,800	106.80	405,840.00	
ADIDAS AG	28,100	206.80	5,811,080.00	
ESSILORLUXOTTICA	43,900	99.42	4,364,538.00	
HERMES INTERNATIONAL	5,010	639.80	3,205,398.00	
KERING SA	11,790	481.50	5,676,885.00	
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	43,540	350.00	15,239,000.00	
MONCLER SPA	28,100	34.00	955,400.00	
PUMA SE	12,600	54.15	682,290.00	
ACCOR SA	26,200	24.96	653,952.00	
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	12,100	73.70	891,770.00	
SODEXO	13,200	59.48	785,136.00	
DELIVERY HERO SE	17,900	66.70	1,193,930.00	
JUST EAT TAKEAWAY.COM NV	17,500	68.20	1,193,500.00	
PROSUS NV	76,800	62.48	4,798,464.00	
ZALANDO SE	21,500	33.02	709,930.00	
INDITEX SA	168,000	22.71	3,815,280.00	
CARREFOUR SUPERMARCHE	95,000	14.21	1,349,950.00	
CASINO GUICHARD-PERRACHON SA	8,300	34.85	289,255.00	

COLRUYT SA	8,700	49.10	427,170.00	
JERONIMO MARTINS	38,000	16.00	608,000.00	
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	170,600	21.48	3,665,341.00	
METRO AG	25,000	7.15	178,950.00	
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	120,100	38.90	4,672,490.50	
DAVIDE CAMPARI-MILANO SPA	91,000	6.65	605,150.00	
HEINEKEN HOLDING NV	17,200	67.35	1,158,420.00	
HEINEKEN NV	40,000	73.02	2,920,800.00	
PERNOD RICARD SA	33,500	130.75	4,380,125.00	
REMY COINTREAU	4,000	102.00	408,000.00	
DANONE	97,200	57.12	5,552,064.00	
KERRY GROUP PLC-A	24,400	102.80	2,508,320.00	
HENKEL AG & CO KGAA	16,300	64.60	1,052,980.00	
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	27,700	71.28	1,974,456.00	
BEIERSDORF AG	16,000	93.62	1,497,920.00	
LOREAL-ORD	39,400	246.30	9,704,220.00	
UNILEVER NV	227,600	43.75	9,957,500.00	
BIOMERIEUX	6,900	100.20	691,380.00	
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	6,000	88.90	533,400.00	
KONINKLIJKE PHILIPS NV	142,600	36.70	5,233,420.00	
SARTORIUS AG-VORZUG	5,300	220.00	1,166,000.00	
SIEMENS HEALTHINEERS AG	23,900	35.63	851,676.50	
FRESENIUS MEDICAL CARE	33,300	58.58	1,950,714.00	
FRESENIUS SE & CO KGAA	64,200	33.88	2,175,417.00	
GALAPAGOS NV	7,000	174.45	1,221,150.00	
GRIFOLS SA	46,800	31.03	1,452,204.00	
BAYER AG-REG	154,300	52.68	8,128,524.00	
IPSEN	5,500	47.22	259,710.00	
MERCK KGAA	19,900	89.50	1,781,050.00	
ORION OYJ	16,500	36.56	603,240.00	
RECORDATI SPA	16,800	39.13	657,384.00	
SANOFI	176,700	80.51	14,226,117.00	
UCB SA	19,500	75.52	1,472,640.00	
ABN AMRO BANK NV-CVA	70,000	7.34	513,800.00	
AIB GROUP PLC	125,000	1.01	126,375.00	

BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1, 056, 000	2. 92	3, 083, 520. 00	
BANCO DE SABADELL SA	801, 933	0. 45	365, 601. 25	
BANCO SANTANDER SA	2, 614, 000	2. 21	5, 788, 703. 00	
BANK OF IRELAND GROUP PLC	133, 000	1. 79	238, 469. 00	
BANKIA SA	151, 000	1. 04	157, 795. 00	
BANKINTER S. A.	91, 000	3. 15	286, 741. 00	
BNP PARIBAS	173, 900	28. 25	4, 912, 675. 00	
CAIXABANK	530, 000	1. 67	885, 895. 00	
COMMERZBANK AG	158, 000	3. 33	527, 404. 00	
CREDIT AGRICOLE SA	184, 000	6. 69	1, 232, 432. 00	
ERSTE GROUP BANK AG	48, 000	17. 07	819, 360. 00	
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	91, 000	8. 42	766, 402. 00	
ING GROEP NV	617, 000	4. 99	3, 080, 372. 50	
INTESA SANPAOLO	2, 330, 000	1. 47	3, 426, 964. 00	
IRISH BANK RESOLUTION CORP LTD	139, 810	0. 00	0. 00	
KBC GROEP NV	38, 200	40. 37	1, 542, 134. 00	
MEDIOBANCA S. P. A.	88, 000	4. 97	437, 800. 00	
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL AG	20, 100	13. 74	276, 274. 50	
SOCIETE GENERALE	127, 000	15. 43	1, 960, 372. 00	
UNICREDIT SPA	313, 000	7. 27	2, 276, 762. 00	
EURAZEO SE	5, 953	41. 12	244, 787. 36	
EXOR NV	17, 200	46. 73	803, 756. 00	
GROUPE BRUXELLES LAM	12, 400	70. 28	871, 472. 00	
WENDEL	4, 300	73. 70	316, 910. 00	
AEGON NV	293, 000	2. 33	684, 448. 00	
AGEAS	28, 900	35. 07	1, 013, 523. 00	
ALLIANZ SE-REG	65, 400	152. 84	9, 995, 736. 00	
ASSICURAZIONI GENERALI	175, 000	12. 36	2, 163, 875. 00	
AXA	301, 000	15. 34	4, 619, 146. 00	
CNP ASSURANCES	28, 000	8. 72	244, 160. 00	
HANNOVER RUECK SE	9, 600	128. 90	1, 237, 440. 00	
MAPFRE SA	163, 000	1. 55	254, 198. 50	
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	22, 800	181. 40	4, 135, 920. 00	
NN GROUP NV	47, 000	24. 43	1, 148, 210. 00	

POSTE ITALIANE SPA	77,000	7.91	609,532.00	
SAMPO OYJ-A SHS	68,200	25.75	1,756,150.00	
SCOR SE	23,200	20.06	465,392.00	
ADYEN NV	1,650	783.80	1,293,270.00	
AMADEUS IT GROUP SA	66,700	43.63	2,910,121.00	
ATOS SE	15,300	60.02	918,306.00	
CAPGEMINI SA	24,500	78.00	1,911,000.00	
EDENRED	38,200	38.02	1,452,364.00	
WIRECARD AG	18,000	99.94	1,798,920.00	
WORLDLINE SA	19,800	54.05	1,070,190.00	
DASSAULT SYSTEMES SA	20,900	132.90	2,777,610.00	
SAP SE	153,900	102.18	15,725,502.00	
NOKIA OYJ	880,000	2.73	2,409,000.00	
INGENICO GROUP	9,500	95.04	902,880.00	
ASML HOLDING NV	66,670	244.75	16,317,482.50	
INFINEON TECHNOLOGIES AG	199,000	13.53	2,693,664.00	
STMICROELECTRONICS NV	105,000	19.40	2,037,000.00	
CELLNEX TELECOM SA	38,600	42.44	1,638,184.00	
DEUTSCHE TELEKOM-REG	518,000	11.98	6,208,748.00	
ELISA OYJ	22,100	55.08	1,217,268.00	
ILIAD SA	2,400	127.15	305,160.00	
KONINKLIJKE KPN NV	560,000	2.14	1,201,200.00	
ORANGE SA	312,000	11.21	3,497,520.00	
PROXIMUS	26,000	21.64	562,640.00	
TELECOM ITALIA SPA	1,550,000	0.36	558,155.00	
TELECOM ITALIA-RNC	880,000	0.35	315,744.00	
TELEFONICA DEUTSCHLAND HOLDING AG	150,000	2.19	329,250.00	
TELEFONICA SA	732,000	4.13	3,029,016.00	
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	16,800	26.12	438,816.00	
ELECTRICITE DE FRANCE	94,000	6.95	653,864.00	
ENDESA S. A.	50,000	19.39	969,500.00	
ENEL SPA	1,263,000	6.38	8,065,518.00	
ENERGIAS DE PORTUGAL	387,000	3.54	1,371,528.00	
FORTUM OYJ	72,000	13.11	943,920.00	
IBERDROLA SA	966,000	8.71	8,413,860.00	

RED ELECTRICA CORPORACION SA	70,000	16.92	1,184,750.00	
TERNA SPA	222,000	5.77	1,281,828.00	
VERBUND AG	11,000	32.48	357,280.00	
ENAGAS SA	39,000	17.89	697,710.00	
NATURGY ENERGY GROUP SA	49,000	15.78	773,465.00	
SNAM SPA	320,000	4.13	1,323,520.00	
E.ON SE	355,000	9.54	3,389,185.00	
ENGIE	290,000	9.45	2,740,500.00	
RWE AG	93,100	23.09	2,149,679.00	
SUEZ	52,000	9.49	493,792.00	
VEOLIA ENVIRONNEMENT	82,000	19.72	1,617,450.00	
AMUNDI SA	10,000	52.95	529,500.00	
DEUTSCHE BANK AG-REG	314,000	5.82	1,828,736.00	
DEUTSCHE BOERSE AG	29,500	125.50	3,702,250.00	
NATIXIS	158,000	3.11	492,802.00	
UNIPER SE	31,100	22.93	713,123.00	
EUROFINS SCIENTIFIC SE	1,700	423.00	719,100.00	
QIAGEN NV	35,400	36.59	1,295,286.00	
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	4,100	178.60	732,260.00	
BUREAU VERITAS SA	47,000	17.00	799,000.00	
RANDSTAD NV	18,400	31.08	571,872.00	
TELEPERFORMANCE	9,000	179.80	1,618,200.00	
WOLTERS KLUWER	41,800	62.36	2,606,648.00	
AROUNDTOWN SA	185,000	4.31	798,275.00	
DEUTSCHE WOHNEN SE	56,200	34.25	1,924,850.00	
VONOVIA SE	79,500	45.01	3,578,295.00	
ALTICE EUROPE N.V.	99,000	3.43	340,164.00	
EUTELSAT COMMUNICATIONS	24,100	9.06	218,490.60	
JC DECAUX SA	15,000	15.67	235,050.00	
PUBLICIS GROUPE	32,100	23.33	748,893.00	
SES FDR	56,000	5.25	294,448.00	
TELENET GROUP HOLDING NV	6,700	28.50	190,950.00	
BOLLORE	138,000	2.41	332,580.00	
UBISOFT ENTERTAINMENT	14,400	68.42	985,248.00	
VIVENDI SA	130,000	18.18	2,363,400.00	

	小計	銘柄数：237			483,916,987.79 (57,852,275,890)	
		組入時価比率：10.4%			10.8%	
英ボンド	BP PLC	3,178,000	3.23	10,284,008.00		
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	656,000	13.25	8,693,312.00		
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B	586,000	12.62	7,395,320.00		
	CRODA INTERNATIONAL PLC	19,300	42.08	812,144.00		
	JOHNSON MATTHEY PLC	30,200	17.87	539,674.00		
	ANGLO AMERICAN PLC	160,000	13.37	2,140,480.00		
	ANTOFAGASTA PLC	59,000	7.31	431,762.00		
	BHP GROUP PLC	329,000	12.18	4,007,878.00		
	EVRAZ PLC	76,000	2.26	172,292.00		
	GLENORE PLC	1,700,000	1.19	2,023,000.00		
	RIO TINTO PLC-REG	174,900	36.74	6,425,826.00		
	MONDI PLC	75,000	13.38	1,003,875.00		
	BAE SYSTEMS PLC	502,000	5.08	2,552,168.00		
	MEGGITT PLC	111,000	2.69	298,590.00		
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	277,000	3.21	890,001.00		
	MELROSE INDUSTRIES PLC	730,000	0.87	638,750.00		
	DCC PLC	16,000	51.80	828,800.00		
	SMITHS GROUP PLC	61,000	11.15	680,455.00		
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	11,600	81.80	948,880.00		
	WEIR GROUP PLC	38,000	6.66	253,156.00		
	ASHTAD GROUP PLC	68,700	16.33	1,121,871.00		
	BUNZLE	50,000	15.54	777,250.00		
	FERGUSON PLC	34,600	49.30	1,705,780.00		
	G4S PLC	219,000	0.87	191,493.60		
	RENTOKIL INTIAL PLC	285,000	3.86	1,100,100.00		
	EASYJET PLC	21,000	5.52	115,920.00		
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	159,000	4.45	708,345.00		
	PERSIMMON PLC	48,000	18.24	875,760.00		
	TAYLOR WIMPEY PLC	500,000	1.17	586,500.00		
	THE BERKELEY GRP HOLDINGS	19,500	36.00	702,000.00		
	BURBERRY GROUP PLC	66,000	13.10	864,600.00		
	CARNIVAL PLC	22,900	9.09	208,206.80		

COMPASS GROUP PLC	251,000	11.90	2,988,155.00	
GVC HOLDINGS PLC	87,000	5.00	435,000.00	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	25,800	33.94	875,652.00	
TUI AG-DI	70,000	3.65	256,060.00	
WHITBREAD PLC	21,100	29.68	626,248.00	
OCADO GROUP PLC	72,000	12.36	889,920.00	
MARKS & SPENCER PLC	310,000	0.98	306,776.00	
NEXT PLC	19,800	39.64	784,872.00	
JD SPORTS FASHION PLC	76,000	4.58	348,764.00	
KINGFISHER PLC	308,000	1.42	439,054.00	
MORRISON SUPERMARKETS	370,000	1.82	674,880.00	
SAINSBURY	255,000	2.10	536,010.00	
TESCO PLC	1,530,000	2.33	3,566,430.00	
COCA-COLA HBC AG-DI	29,000	16.46	477,340.00	
DIAGEO PLC	368,100	25.74	9,476,734.50	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	54,100	17.43	942,963.00	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	359,700	26.35	9,478,095.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	149,000	13.33	1,986,170.00	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	110,200	62.00	6,832,400.00	
UNILEVER PLC	174,200	40.16	6,995,872.00	
SMITH & NEPHEW PLC	137,000	14.39	1,972,115.00	
NMC HEALTH PLC	13,300	2.34	31,201.80	
ASTRAZENECA PLC	205,500	71.03	14,596,665.00	
GLAXOSMITHKLINE PLC	782,000	14.82	11,589,240.00	
BARCLAYS PLC	2,740,000	0.94	2,575,600.00	
HSBC HOLDINGS PLC	3,181,000	4.62	14,716,896.50	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	11,050,000	0.33	3,701,750.00	
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	770,000	1.17	903,980.00	
STANDARD CHARTERED PLC	414,000	4.55	1,885,770.00	
M&G PLC	378,000	1.17	444,150.00	
ADMIRAL GROUP PLC	30,800	22.01	677,908.00	
AVIVA PLC	604,000	2.67	1,617,512.00	
DIRECT LINE INSURANCE GROUP	219,000	2.77	606,630.00	
LEGAL & GENERAL	940,000	1.92	1,807,150.00	
PRUDENTIAL PLC	410,000	10.02	4,110,250.00	

		RSA INSURANCE GROUP PLC	162,000	4.18	677,808.00	
		AVEVA GROUP PLC	11,200	34.60	387,520.00	
		MICRO FOCUS INTERNATIONAL PLC	48,116	4.00	192,464.00	
		SAGE GROUP PLC (THE)	175,000	6.00	1,050,000.00	
		HALMA PLC	59,000	18.70	1,103,300.00	
		BT GROUP PLC	1,290,000	1.19	1,540,518.00	
		VODAFONE GROUP PLC	4,210,000	1.14	4,813,714.00	
		SSE PLC	165,000	12.64	2,085,600.00	
		CENTRICA PLC	920,000	0.38	353,096.00	
		NATIONAL GRID PLC	548,000	9.54	5,228,468.00	
		SEVERN TRENT PLC	37,000	23.31	862,470.00	
		UNITED UTILITIES GROUP PLC	106,000	9.47	1,004,244.00	
		3I GROUP PLC	155,000	7.63	1,183,890.00	
		HARGREAVES LANSDOWN PLC	52,000	13.63	708,760.00	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	49,200	73.22	3,602,424.00	
		SCHRODERS PLC	19,700	25.20	496,440.00	
		ST JAMES S PLACE PLC	81,000	7.54	610,902.00	
		STANDARD LIFE ABERDEEN PLC	366,000	2.22	815,448.00	
		EXPERIAN PLC	141,100	23.48	3,313,028.00	
		INTERTEK GROUP PLC	25,600	46.33	1,186,048.00	
		RELX PLC	300,000	17.27	5,181,000.00	
		INFORMA PLC	186,000	4.23	786,780.00	
		ITV PLC	500,000	0.62	311,900.00	
		PEARSON	126,000	5.60	706,608.00	
		WPP PLC	200,000	5.15	1,031,600.00	
		AUTO TRADER GROUP PLC	141,000	4.43	625,053.00	
	小計	銘柄数：93			209,991,494.20	
					(27,996,066,006)	
		組入時価比率：5.0%			5.3%	
スイスフラン		CLARIANT AG-REG	32,000	15.88	508,320.00	
		EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,220	594.50	725,290.00	
		GIVAUDAN-REG	1,458	2,975.00	4,337,550.00	
		SIKA AG-REG	19,900	157.95	3,143,205.00	
		LAFARGEHOLCIM LTD	77,400	34.25	2,650,950.00	
		GEBERIT AG-REG	5,650	424.10	2,396,165.00	

ABB LTD	285,000	16.64	4,742,400.00	
SCHINDLER HOLDING AG-REG	3,000	196.60	589,800.00	
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	6,100	207.70	1,266,970.00	
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	8,400	131.95	1,108,380.00	
CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	81,500	52.10	4,246,150.00	
THE SWATCH GROUP AG-B	4,700	188.65	886,655.00	
THE SWATCH GROUP AG-REG	7,400	37.06	274,244.00	
DUFREY AG-REG	6,500	29.93	194,545.00	
BARRY CALLEBAUT AG	460	1,949.00	896,540.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	161	7,585.00	1,221,185.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	17	81,800.00	1,390,600.00	
NESTLE SA-REG	465,200	99.80	46,426,960.00	
ALCON INC	65,900	48.73	3,211,636.50	
SONOVA HOLDING AG-REG	8,800	172.50	1,518,000.00	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,600	706.80	1,130,880.00	
NOVARTIS AG-REG	336,100	77.80	26,148,580.00	
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	109,870	308.80	33,927,856.00	
VIFOR PHARMA AG	6,700	127.35	853,245.00	
PARGESA HOLDING SA-BEARER SHARES	5,800	63.90	370,620.00	
BALOISE HOLDING AG	7,400	124.70	922,780.00	
SWISS LIFE HOLDING AG	5,190	323.40	1,678,446.00	
SWISS RE LTD	46,200	70.30	3,247,860.00	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	23,510	332.40	7,814,724.00	
TEMENOS AG-REG	10,400	123.50	1,284,400.00	
SWISSCOM AG-REG	4,030	536.00	2,160,080.00	
CREDIT SUISSE GROUP AG-REG	396,000	7.99	3,167,208.00	
JULIUS BAER GROUP LTD	35,800	33.01	1,181,758.00	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	2,990	665.80	1,990,742.00	
UBS GROUP AG	601,000	9.06	5,447,464.00	
LONZA AG-REG	11,540	393.80	4,544,452.00	
ADECCO GROUP AG-REG	24,900	36.78	915,822.00	
SGS SA-REG	920	2,250.00	2,070,000.00	
SWISS PRIME SITE-REG	11,400	93.90	1,070,460.00	
小計 銘柄数：39			181,662,922.50	
			(20,566,059,456)	

		組入時価比率：3.7%			3.9%
スウェーデン ローナ	LUNDIN PETROLEUM AB	28,800	172.50	4,968,000.00	
	BOLIDEN AB	44,000	170.65	7,508,600.00	
	ASSA ABLOY AB-B	159,000	181.55	28,866,450.00	
	SKANSKA AB-B SHS	51,000	146.95	7,494,450.00	
	ALFA LAVAL AB	51,000	172.05	8,774,550.00	
	ATLAS COPCO AB-A	104,500	331.00	34,589,500.00	
	ATLAS COPCO AB-B	62,700	289.30	18,139,110.00	
	EPIROC AB - A	103,000	98.68	10,164,040.00	
	EPIROC AB - B	58,000	98.94	5,738,520.00	
	SANDVIK AB	178,000	140.60	25,026,800.00	
	SKF AB-B SHARES	58,000	132.45	7,682,100.00	
	VOLVO AB-B SHS	234,000	113.75	26,617,500.00	
	SECURITAS AB-B SHS	45,000	105.25	4,736,250.00	
	ELECTROLUX AB-B	34,000	121.35	4,125,900.00	
	HUSQVARNA AB-B SHS	55,000	49.07	2,698,850.00	
	HENNES&MAURITZ AB-B	127,000	122.26	15,527,020.00	
	ICA GRUPPEN AB	13,800	410.30	5,662,140.00	
	SWEDISH MATCH AB	26,000	536.60	13,951,600.00	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	92,500	304.90	28,203,250.00	
	NORDEA BANK ABP	515,000	54.45	28,041,750.00	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	251,000	66.08	16,586,080.00	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	243,000	79.72	19,371,960.00	
	SWEDBANK AB	137,000	107.90	14,782,300.00	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	25,000	192.70	4,817,500.00	
	INVESTOR AB-B SHS	71,500	448.30	32,053,450.00	
	KINNEVIK AB - B	39,000	161.85	6,312,150.00	
	LUNDBERGS AB-B SHS	12,600	401.40	5,057,640.00	
	ERICSSON LM-B	474,000	78.68	37,294,320.00	
	HEXAGON AB-B SHS	42,300	410.40	17,359,920.00	
	TELIA CO AB	430,000	35.50	15,265,000.00	
	MILLICOM INTERNATIONAL CELLULAR-SDR	15,800	278.00	4,392,400.00	
	TELE 2 AB-B SHS	78,000	132.40	10,327,200.00	
小計	銘柄数：32			472,136,300.00	

				(5, 103, 793, 403)	
	組入時価比率：0.9%			1.0%	
ノルウェークロ ーネ	AKER AB ASA	18,000	119.50	2,151,000.00	
	EQUINOR ASA	158,000	120.25	18,999,500.00	
	YARA INTERNATIONAL ASA	26,200	324.40	8,499,280.00	
	NORSK HYDRO	218,000	22.22	4,843,960.00	
	MOWI ASA	69,000	155.75	10,746,750.00	
	ORKLA ASA	115,000	92.08	10,589,200.00	
	DNB ASA	145,000	112.85	16,363,250.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	31,000	173.55	5,380,050.00	
	TELENOR ASA	116,000	152.15	17,649,400.00	
	SCHIBSTED ASA-B SHS	12,900	185.60	2,394,240.00	
	小計 銘柄数：10			97,616,630.00	
				(1,001,546,623)	
	組入時価比率：0.2%			0.2%	
デンマーククロ ーネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	16,700	499.90	8,348,330.00	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	33,700	306.00	10,312,200.00	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	29,800	544.60	16,229,080.00	
	ISS A/S	21,800	90.54	1,973,772.00	
	DSV PANALPINA A S	32,500	609.40	19,805,500.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S-A	640	5,420.00	3,468,800.00	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,040	5,818.00	6,050,720.00	
	PANDORA A/S	16,000	214.60	3,433,600.00	
	CARLSBERG B	16,200	753.00	12,198,600.00	
	COLOPLAST-B	18,500	961.80	17,793,300.00	
	DEMANT A/S	16,000	146.40	2,342,400.00	
	GENMAB A/S	10,000	1,350.50	13,505,000.00	
	H LUNDBECK A/S	10,500	192.90	2,025,450.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	277,200	404.85	112,224,420.00	
	DANSKE BANK AS	97,000	73.40	7,119,800.00	
	TRYG A/S	19,900	164.60	3,275,540.00	
	ORSTED A/S	30,000	675.00	20,250,000.00	
	小計 銘柄数：17			260,356,512.00	
				(4,168,307,757)	

	組入時価比率：0.7%			0.8%	
豪ドル	WORLEY LTD	47,000	5.96	280,120.00	
	CALTEX AUSTRALIA LIMITED	40,000	22.30	892,000.00	
	OIL SEARCH LTD	204,000	2.33	475,320.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	265,000	4.43	1,173,950.00	
	SANTOS LTD.	261,000	3.38	882,180.00	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	17,000	17.60	299,200.00	
	WOODSIDE PETROLEUM	152,000	17.97	2,731,440.00	
	INCITEC PIVOT LTD	233,000	1.96	456,680.00	
	ORICA LTD	59,000	16.31	962,290.00	
	BORAL LTD	200,000	2.02	404,000.00	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	67,000	18.74	1,255,580.00	
	ALUMINA LTD	350,000	1.57	549,500.00	
	BHP GROUP LIMITED	458,000	30.20	13,831,600.00	
	BLUESCOPE STEEL LTD	88,000	9.16	806,080.00	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	219,000	10.10	2,211,900.00	
	NEWCREST MINING	117,000	24.51	2,867,670.00	
	RIO TINTO LTD	57,500	87.54	5,033,550.00	
	SOUTH32 LTD	780,000	1.86	1,450,800.00	
	CIMIC GROUP LTD	18,000	22.85	411,300.00	
	BRAMBLES LTD	251,000	10.61	2,663,110.00	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	108,000	3.20	345,600.00	
	AURIZON HOLDINGS LTD	305,000	4.83	1,473,150.00	
	SYDNEY AIRPORT	168,000	5.95	999,600.00	
	TRANSURBAN GROUP	434,000	12.15	5,273,100.00	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	88,000	21.59	1,899,920.00	
	CROWN RESORTS LTD	55,000	7.20	396,000.00	
	FLIGHT CENTRE TRAVEL GROUP LTD	7,300	9.91	72,343.00	
	TABCORP HOLDINGS	340,000	2.45	833,000.00	
	HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	97,117	3.04	295,235.68	
	WESFARMERS LIMITED	175,000	35.89	6,280,750.00	
	COLES GROUP LTD	176,000	16.82	2,960,320.00	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	197,000	38.14	7,513,580.00	
	COCA-COLA AMATIL LTD	77,000	8.68	668,360.00	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	111,000	9.83	1,091,130.00	

		COCHLEAR LTD	8,900	182.81	1,627,009.00	
		RAMSAY HEALTH CARE LTD	25,000	58.33	1,458,250.00	
		SONIC HEALTHCARE LTD	69,000	24.48	1,689,120.00	
		CSL LIMITED	71,200	312.68	22,262,816.00	
		AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	439,000	16.78	7,366,420.00	
		BENDIGO AND ADELAIDE BANK LTD	92,000	6.44	592,480.00	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	277,800	63.95	17,765,310.00	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	456,000	16.31	7,437,360.00	
		WESTPAC BANKING CORP	563,000	16.16	9,098,080.00	
		AMP LIMITED	530,000	1.33	707,550.00	
		CHALLENGER LIMITED	80,000	4.02	321,600.00	
		INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	361,000	6.40	2,310,400.00	
		MEDIBANK PRIVATE LTD	450,000	2.82	1,269,000.00	
		QBE INSURANCE	195,000	8.60	1,677,000.00	
		SUNCORP GROUP LTD	190,316	9.10	1,731,875.60	
		COMPUTERSHARE LTD	76,000	9.71	737,960.00	
		WISETECH GLOBAL LTD	21,000	15.85	332,850.00	
		TELSTRA CORP LTD	650,000	3.25	2,112,500.00	
		TPG TELECOM LTD	52,000	7.10	369,200.00	
		AUSNET SERVICES	330,000	1.73	572,550.00	
		APA GROUP	180,000	10.41	1,873,800.00	
		AGL ENERGY LTD	105,000	16.98	1,782,900.00	
		ASX LTD	30,700	77.50	2,379,250.00	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	53,000	85.65	4,539,450.00	
		MAGELLAN FINANCIAL GROUP LTD	19,200	42.22	810,624.00	
		SEEK LTD	48,000	14.94	717,120.00	
		REA GROUP LTD	8,800	81.20	714,560.00	
	小計	銘柄数：61			163,997,393.28	
					(10,838,587,721)	
		組入時価比率：1.9%			2.0%	
ニュージーランドドル		FLETCHER BUILDING LTD	150,000	3.20	480,000.00	
		AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	152,000	5.24	796,480.00	
		A2 MILK CO LTD	117,000	16.92	1,979,640.00	
		FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	86,000	30.35	2,610,100.00	

	小計	RYMAN HEALTHCARE LTD	58,000	10.23	593,340.00	
		SPARK NEW ZEALAND LTD	307,000	4.08	1,252,560.00	
		MERCURY NZ LTD	100,000	4.24	424,000.00	
		MERIDIAN ENERGY LTD	201,000	4.03	810,030.00	
		銘柄数：8			8,946,150.00	
		組入時価比率：0.1%			(579,352,674)	0.1%
	香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	425,040	51.45	21,868,308.00	
		NWS HOLDINGS LTD	220,500	7.55	1,664,775.00	
		TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	212,000	48.90	10,366,800.00	
		MTR CORP	243,000	39.50	9,598,500.00	
		YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	97,000	11.74	1,138,780.00	
		GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	335,000	40.60	13,601,000.00	
		SANDS CHINA LTD	384,000	28.00	10,752,000.00	
		SJM HOLDINGS LIMITED	270,000	6.45	1,741,500.00	
		WYNN MACAU LTD	228,000	11.88	2,708,640.00	
		BUDWEISER BREWING CO APAC LT	216,000	19.98	4,315,680.00	
		VITASOY INTERNATIONAL HOLDINGS LIMITED	130,000	23.20	3,016,000.00	
		WH GROUP LIMITED	1,460,000	7.04	10,278,400.00	
		BANK OF EAST ASIA	220,060	16.24	3,573,774.40	
		BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	569,000	21.10	12,005,900.00	
		HANG SENG BANK	119,000	131.00	15,589,000.00	
		AIA GROUP LTD	1,893,000	68.15	129,007,950.00	
		ASM PACIFIC TECHNOLOGY	48,000	68.50	3,288,000.00	
		HKT TRUST AND HKT LTD	599,600	10.44	6,259,824.00	
		PCCW LTD	750,000	4.18	3,135,000.00	
		CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	107,000	39.65	4,242,550.00	
		CLP HLDGS	253,000	70.20	17,760,600.00	
		POWER ASSETS HOLDINGS LTD	225,000	45.60	10,260,000.00	
		HONG KONG & CHINA GAS	1,560,348	12.12	18,911,417.76	
		HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	188,700	232.00	43,778,400.00	
		CK ASSET HOLDINGS LTD	409,040	40.70	16,647,928.00	
		HANG LUNG PROPERTIES LTD	310,000	14.80	4,588,000.00	
		HENDERSON LAND	229,443	28.80	6,607,958.40	

		KERRY PROPERTIES	114,000	19.16	2,184,240.00	
		NEW WORLD DEVELOPMENT	939,666	8.15	7,658,277.90	
		SINO LAND CO. LTD	480,000	9.16	4,396,800.00	
		SUN HUNG KAI PROPERTIES	248,000	99.00	24,552,000.00	
		SWIRE PACIFIC-A	75,000	48.65	3,648,750.00	
		SWIRE PROPERTIES LTD	173,000	20.85	3,607,050.00	
		WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	183,000	30.45	5,572,350.00	
		WHEELOCK & COMPANY LTD	134,000	51.75	6,934,500.00	
		小計 銘柄数：35			445,260,653.46	
		組入時価比率：1.1%			(6,251,459,574)	
					1.2%	
	シンガポール ド ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	249,000	2.97	739,530.00	
		KEPPEL CORP.	232,000	5.24	1,215,680.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES	140,040	1.57	219,862.80	
		YANGZIJIANG SHIPBUILDING	440,000	0.83	365,200.00	
		SINGAPORE AIRLINES LTD	77,040	5.80	446,832.00	
		COMFORTDELGRO CORP LTD	310,000	1.48	458,800.00	
		SATS LTD	115,000	3.20	368,000.00	
		GENTING SINGAPORE LTD	870,000	0.64	556,800.00	
		JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	14,000	18.97	265,580.00	
		WILMAR INTERNATIONAL LTD	289,000	3.07	887,230.00	
		DBS GROUP HLDGS	284,000	18.30	5,197,200.00	
		OCBC-ORD	524,000	8.52	4,464,480.00	
		UNITED OVERSEAS BANK	200,000	19.21	3,842,000.00	
		VENTURE CORP LTD	45,000	13.20	594,000.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	1,290,000	2.42	3,121,800.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	129,000	8.92	1,150,680.00	
		CAPITALAND LIMITED	380,000	2.76	1,048,800.00	
		CITY DEVELOPMENTS LTD	70,000	7.00	490,000.00	
		UOL GROUP LIMITED	65,000	6.41	416,650.00	
		SINGAPORE PRESS HOLDINGS	240,000	1.77	424,800.00	
		小計 銘柄数：20			26,273,924.80	
		組入時価比率：0.4%			(2,006,539,636)	
					0.4%	

	新シェケル	ISRAEL CHEMICALS LIMITED	125,000	10.95	1,368,750.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	3,600	456.00	1,641,600.00	
		BANK HAPOALIM BM	183,000	20.80	3,806,400.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	238,000	19.00	4,522,000.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	172,000	10.19	1,752,680.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	23,000	65.20	1,499,600.00	
		NICE LTD	9,500	541.80	5,147,100.00	
		AZRIELI GROUP	6,500	200.00	1,300,000.00	
		小計 銘柄数：8			21,038,130.00	
		組入時価比率：0.1%			(640,821,439)	0.1%
合計					532,708,715,674	(532,708,715,674)

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位：円）であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2020年3月31日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	AGNC INVESTMENT CORP	80,000	934,400.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	17,900	2,589,235.00	
		AMERICAN TOWER CORP	69,400	16,002,252.00	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	214,000	1,213,380.00	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	21,900	3,330,990.00	
		BOSTON PROPERTIES	24,700	2,296,112.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	14,500	1,208,430.00	
		CROWN CASTLE INTL CORP	64,500	9,549,870.00	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	40,700	5,690,267.00	
		DUKE REALTY CORP	56,600	1,870,630.00	
		EQUINIX INC	13,250	8,544,527.50	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	26,500	1,499,900.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	57,700	3,610,866.00	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	10,070	2,270,885.70	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	20,700	2,002,725.00	
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	11,100	832,500.00	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	75,700	1,843,295.00	

		HOST HOTELS & RESORTS INC	109,000	1,244,780.00	
		INVITATION HOMES INC	85,000	1,801,150.00	
		IRON MOUNTAIN INC	43,100	1,071,035.00	
		KIMCO REALTY CORP	65,000	656,500.00	
		MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	83,000	1,459,970.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	17,600	1,885,488.00	
		NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	27,900	919,026.00	
		OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	32,200	856,198.00	
		PROLOGIS INC	114,500	9,489,760.00	
		PUBLIC STORAGE	24,500	4,939,935.00	
		REALTY INCOME CORP	49,900	2,651,187.00	
		REGENCY CENTERS CORP	26,200	1,046,690.00	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	17,770	4,951,788.20	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	47,900	2,695,333.00	
		SL GREEN REALTY CORP	12,500	576,000.00	
		SUN COMMUNITIES INC	14,300	1,749,176.00	
		UDR INC	46,300	1,746,436.00	
		VENTAS INC	56,800	1,635,272.00	
		VEREIT INC	160,000	796,800.00	
		VICI PROPERTIES INC	68,000	1,090,720.00	
		VORNADO REALTY TRUST	27,000	1,015,200.00	
		WELLTOWER INC	63,100	2,977,058.00	
		WEYERHAEUSER CO	115,000	1,949,250.00	
		WP CAREY INC	27,400	1,625,094.00	
	小計	銘柄数：41	2,153,190	116,120,111.40	
				(12,637,351,723)	
		組入時価比率：2.3%		85.8%	
カナダドル		CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	11,500	481,850.00	
		FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	16,000	216,320.00	
		H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	20,000	171,200.00	
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	22,000	357,060.00	
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	11,000	204,270.00	
	小計	銘柄数：5	80,500	1,430,700.00	
				(109,591,620)	
		組入時価比率：0.0%		0.7%	

	ユーロ	COVIVIO	6,600	346,170.00	
		GECINA SA	7,100	864,070.00	
		ICADE	5,200	378,560.00	
		KLEPIERRE	32,300	590,444.00	
		UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	21,400	1,049,884.00	
	小計	銘柄数：5	72,600	3,229,128.00	
				(386,042,252)	
		組入時価比率：0.1%		2.6%	
	英ポンド	BRITISH LAND	128,000	416,256.00	
		LAND SECURITIES GROUP PLC	111,000	607,170.00	
		SEGRO PLC	176,000	1,319,648.00	
	小計	銘柄数：3	415,000	2,343,074.00	
				(312,378,625)	
		組入時価比率：0.1%		2.1%	
	豪ドル	DEXUS	171,000	1,539,000.00	
		GOODMAN GROUP	254,000	3,030,220.00	
		GPT GROUP	285,000	1,014,600.00	
		LENDLEASE GROUP	88,000	902,880.00	
		MIRVAC GROUP	660,000	1,320,000.00	
		SCENTRE GROUP	870,000	1,283,250.00	
		STOCKLAND TRUST GROUP	348,000	803,880.00	
		VICINITY CENTRES	470,000	458,250.00	
	小計	銘柄数：8	3,146,000	10,352,080.00	
				(684,168,967)	
		組入時価比率：0.1%		4.6%	
	香港ドル	HK ELECTRIC INVESTMENTS -SS	370,000	2,797,200.00	
		LINK REIT	330,000	21,285,000.00	
	小計	銘柄数：2	700,000	24,082,200.00	
				(338,114,088)	
		組入時価比率：0.1%		2.3%	
	シンガポールドル	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	440,800	1,194,568.00	
		CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	439,972	655,558.28	
		CAPITALAND MALL TRUST	390,000	682,500.00	
		MAPLETREE COMMERCIAL TRUST	370,000	673,400.00	
		SUNTEC REIT	300,000	372,000.00	

	小計	銘柄数：5	1,940,772	3,578,026.28 (273,253,867)	
		組入時価比率：0.0%		1.9%	
合計				14,740,901,142 (14,740,901,142)	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2020年3月31日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	7,572,209,065	—	8,112,137,886	539,928,821
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	5,943,177,212	—	5,961,966,500	18,789,288
米ドル	4,380,304,535	—	4,399,592,600	19,288,065
カナダドル	217,123,896	—	215,217,900	△1,905,996
ユーロ	358,272,000	—	358,620,000	348,000
英ポンド	312,823,087	—	313,278,500	455,413
スイスフラン	276,482,586	—	277,340,000	857,414
スウェーデンクローナ	75,267,455	—	74,304,000	△963,455
ノルウェークローネ	7,165,928	—	7,175,000	9,072
デンマーククローネ	56,008,734	—	55,840,000	△168,734
豪ドル	53,009,600	—	52,864,000	△145,600
ニュージーランドドル	16,250,250	—	16,187,500	△62,750
香港ドル	108,668,911	—	109,153,400	484,489
シンガポールドル	57,666,710	—	58,033,600	366,890
新シェケル	24,133,520	—	24,360,000	226,480
合計	—	—	—	558,718,109

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI

2020年4月30日現在

I 資産総額	60,251,650,906円
II 負債総額	80,268,736円
III 純資産総額（I－II）	60,171,382,170円
IV 発行済口数	37,789,897,472口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5923円

（参考）外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

2020年4月30日現在

I 資産総額	618,930,095,729円
II 負債総額	1,278,020,702円
III 純資産総額（I－II）	617,652,075,027円
IV 発行済口数	233,430,940,344口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.6460円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2020年4月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

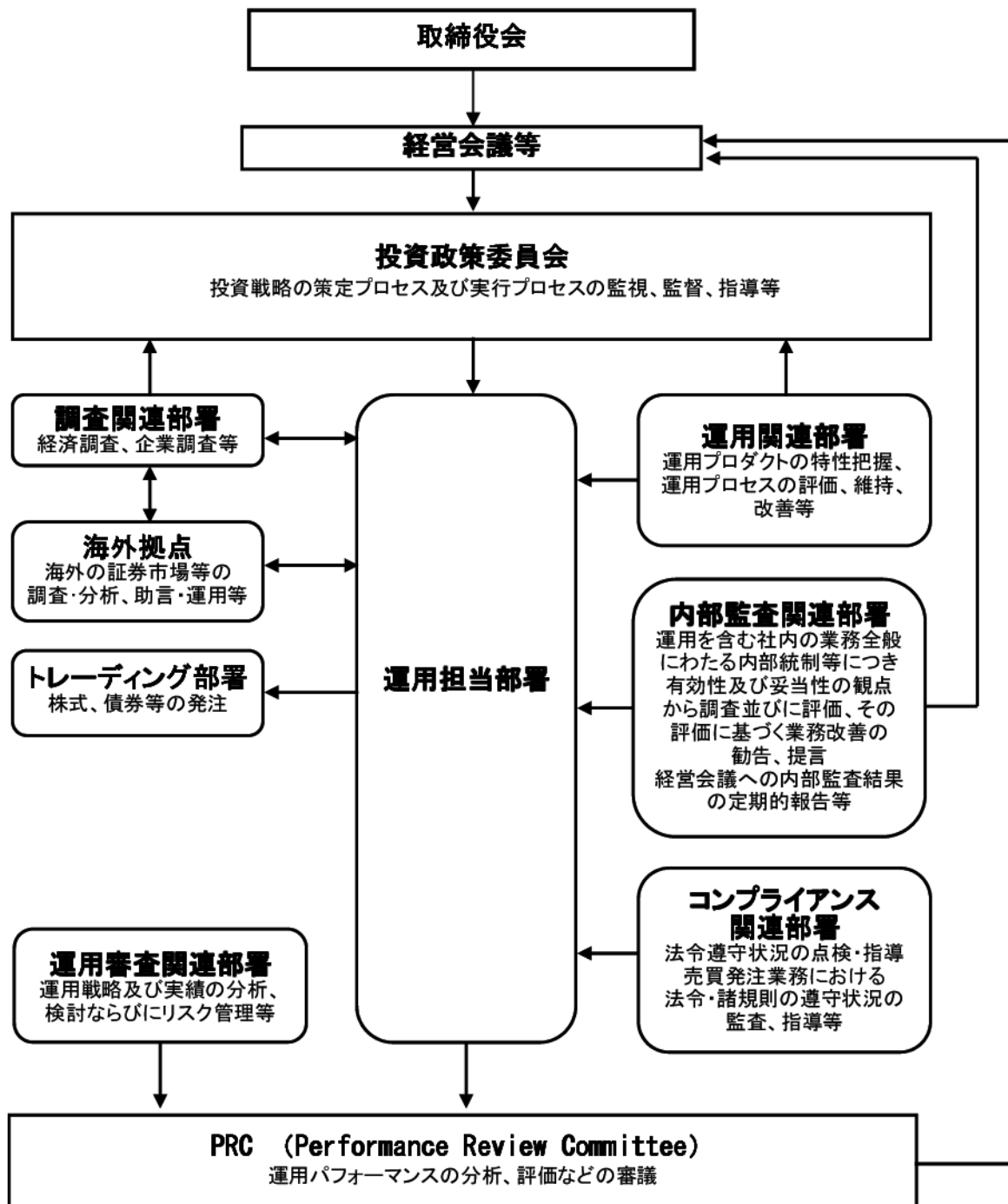
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2020年3月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	1,012	26,107,360
単位型株式投資信託	178	816,726
追加型公社債投資信託	14	5,451,259
単位型公社債投資信託	453	1,632,839
合計	1,657	34,008,185

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2019 年 4 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2019年6月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
--------------------	-------	--------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村 健二郎
--------------------	-------	--------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によ

って行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月28日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井純子
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井雄一郎
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津村健二郎
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用され

る。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			919		1,562
金銭の信託			47,936		45,493
有価証券			22,600		19,900
前払金			0		-
前払費用			26		27
未収入金			464		500
未収委託者報酬			24,059		25,246
未収運用受託報酬			6,764		5,933
その他			181		269
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			102,937		98,917
固定資産					
有形固定資産			874		714
建物	※2	348		320	
器具備品	※2	525		393	
無形固定資産			7,157		6,438
ソフトウェア		7,156		6,437	
その他		0		0	
投資その他の資産			13,825		18,608
投資有価証券		1,184		1,562	
関係会社株式		9,033		12,631	
従業員長期貸付金		36		-	
長期差入保証金		54		235	
長期前払費用		36		22	
前払年金費用		2,350		2,001	
繰延税金資産		3,074		2,694	
その他		168		168	
貸倒引当金		△0		-	
投資損失引当金		-		△707	
固定資産計			23,969		25,761
資産合計			126,906		124,679

		前事業年度 (2018年3月31日)		当事業年度 (2019年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			133		145
未払金	※1		17,853		16,709
未払収益分配金		1		0	
未払償還金		31		25	
未払手数料		7,884		7,724	
関係会社未払金		7,930		7,422	
その他未払金		2,005		1,535	
未払費用	※1		12,441		11,704
未払法人税等			2,241		1,560
前受収益			33		29
賞与引当金			4,626		3,792
流動負債計			37,329		33,942
固定負債					
退職給付引当金			2,938		3,219
時効後支払損引当金			548		558
固定負債計			3,486		3,777
負債合計			40,816		37,720
(純資産の部)					
株主資本			86,078		86,924
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,168		56,014
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,483		55,329	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		29,876		30,723	
評価・換算差額等			11		33
その他有価証券評価差額金			11		33
純資産合計			86,090		86,958
負債・純資産合計			126,906		124,679

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,907		119,196
運用受託報酬			26,200		21,440
その他営業収益			338		355
営業収益計			142,447		140,992
営業費用					
支払手数料			45,252		42,675
広告宣伝費			1,079		1,210
公告費			0		0
調査費			30,516		30,082
調査費		5,830		5,998	
委託調査費		24,685		24,083	
委託計算費			1,376		1,311
営業雑経費			5,464		5,435
通信費		125		92	
印刷費		966		970	
協会費		79		86	
諸経費		4,293		4,286	
営業費用計			83,689		80,715
一般管理費					
給料			11,716		11,113
役員報酬		425		379	
給料・手当		6,856		7,067	
賞与		4,433		3,666	
交際費			132		107
旅費交通費			482		514
租税公課			1,107		1,048
不動産賃借料			1,221		1,223
退職給付費用			1,110		1,474
固定資産減価償却費			2,706		2,835
諸経費			9,131		10,115
一般管理費計			27,609		28,433
営業利益			31,148		31,843

		前事業年度 (自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)		当事業年度 (自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	4,031		6,538	
受取利息		4		0	
その他		362		424	
営業外収益計			4,398		6,964
営業外費用					
支払利息		2		1	
金銭の信託運用損		312		489	
時効後支払損引当金繰入額		13		43	
為替差損		46		34	
その他		31		17	
営業外費用計			405		585
経常利益			35,141		38,222
特別利益					
投資有価証券等売却益		20		20	
関係会社清算益	※ 3	-		29	
株式報酬受入益		75		85	
特別利益計			95		135
特別損失					
投資有価証券等評価損		2		938	
関係会社株式評価損		-		161	
固定資産除却損	※ 2	58		310	
投資損失引当金繰入額		-		707	
特別損失計			60		2,118
税引前当期純利益			35,176		36,239
法人税、住民税及び事業税			10,775		10,196
法人税等調整額			△439		370
当期純利益			24,840		25,672

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,635	55,927	86,837
当期変動額									
剰余金の配当							△25,598	△25,598	△25,598
当期純利益							24,840	24,840	24,840
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△758	△758	△758
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	41	41	86,878
当期変動額			
剰余金の配当			△25,598
当期純利益			24,840
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△29	△29	△29
当期変動額合計	△29	△29	△788
当期末残高	11	11	86,090

当事業年度(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	29,876	55,168	86,078
当期変動額									
剰余金の配当							△24,826	△24,826	△24,826
当期純利益							25,672	25,672	25,672
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	846	846	846
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11	11	86,090
当期変動額			
剰余金の配当			△24,826
当期純利益			25,672
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	21	21	21
当期変動額合計	21	21	868
当期末残高	33	33	86,958

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの … 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの … 移動平均法による原価法								
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法								
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table data-bbox="671 772 1013 902"> <tr> <td>建物</td><td>38～50 年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15 年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	38～50 年	附属設備	8～15 年	構築物	20 年	器具備品	4～15 年
建物	38～50 年								
附属設備	8～15 年								
構築物	20 年								
器具備品	4～15 年								
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金								

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
---	--

[未適用の会計基準等]

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 平成 30 年 3 月 30 日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 平成 30 年 3 月 30 日）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の 5 つのステップを適用し認識されます。

ステップ 1：顧客との契約を識別する。

ステップ 2：契約における履行義務を識別する。

ステップ 3：取引価格を算定する。

ステップ 4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ 5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

[表示方法の変更に関する注記]

（『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』の適用に伴う変更）

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」2,111 百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」3,074 百万円に含めて表示しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2018年3月31日)	当事業年度末 (2019年3月31日)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,781 百万円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている ものは、次のとおりであります。 未払費用 1,434 百万円
※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 708 百万円 器具備品 3,491 合計 4,200	※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 736 百万円 器具備品 3,106 合計 3,842

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 4,026 百万円 支払利息 2	※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するもの は、次のとおりであります。 受取配当金 6,531 百万円 支払利息 1
※2. 固定資産除却損 建物 4 百万円 器具備品 0 ソフトウェア 53 合計 58	※2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 3 ソフトウェア 307 合計 310
	※3. 関係会社清算益 関係会社清算益は、関係会社の清算にともなう 清算配当です。

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2017 年 5 月 12 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,598 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,970 円
基準日	2017 年 3 月 31 日
効力発生日	2017 年 6 月 23 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2018 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,820 円
基準日	2018 年 3 月 31 日
効力発生日	2018 年 6 月 25 日

当事業年度(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693 株	—	—	5,150,693 株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2018 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,826 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,820 円
基準日	2018 年 3 月 31 日
効力発生日	2018 年 6 月 25 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019 年 5 月 15 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,650 百万円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たり配当額	4,980 円
基準日	2019 年 3 月 31 日
効力発生日	2019 年 6 月 28 日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	919	919	-
(2) 金銭の信託	47,936	47,936	-
(3) 未収委託者報酬	24,059	24,059	-
(4) 未収運用受託報酬	6,764	6,764	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	22,600	22,600	-
その他有価証券	22,600	22,600	-
資産計	102,279	102,279	-
(6) 未払金	17,853	17,853	-
未払収益分配金	1	1	-
未払償還金	31	31	-
未払手数料	7,884	7,884	-
関係会社未払金	7,930	7,930	-
その他未払金	2,005	2,005	-
(7) 未払費用	12,441	12,441	-
(8) 未払法人税等	2,241	2,241	-
負債計	32,536	32,536	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注 2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,184 百万円、関係会社株式 9,033 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

注 3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	919	-	-	-
金銭の信託	47,936	-	-	-
未収委託者報酬	24,059	-	-	-
未収運用受託報酬	6,764	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	22,600	-	-	-
合計	102,279	-	-	-

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,562	1,562	-
(2) 金銭の信託	45,493	45,493	-
(3) 未収委託者報酬	25,246	25,246	-
(4) 未収運用受託報酬	5,933	5,933	-
(5) 有価証券及び投資有価証券	19,900	19,900	-
その他有価証券	19,900	19,900	-
資産計	98,136	98,136	-
(6) 未払金	16,709	16,709	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,724	7,724	-
関係会社未払金	7,422	7,422	-
その他未払金	1,535	1,535	-
(7) 未払費用	11,704	11,704	-
(8) 未払法人税等	1,560	1,560	-
負債計	29,974	29,974	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券 1,562 百万円、関係会社株式 12,631 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について 1,100 百万円（投資有価証券 938 百万円、関係会社株式 161 百万円）減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金	1,562	-	-	-
金銭の信託	45,493	-	-	-
未収委託者報酬	25,246	-	-	-
未収運用受託報酬	5,933	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	19,900	-	-	-
合計	98,136	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2018 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2018 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	22,600	22,600	-
小計	22,600	22,600	-
合計	22,600	22,600	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2019 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

4. その他有価証券(2019 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	19,900	19,900	-
小計	19,900	19,900	-
合計	19,900	19,900	-

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	19,546 百万円
勤務費用	929
利息費用	167
数理計算上の差異の発生額	1,415
退職給付の支払額	△660
その他	0
退職給付債務の期末残高	21,398
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	16,572 百万円
期待運用収益	414
数理計算上の差異の発生額	395
事業主からの拠出額	510
退職給付の支払額	△518
年金資産の期末残高	17,373
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,163 百万円
年金資産	△17,373
	790
非積立型制度の退職給付債務	3,235
未積立退職給付債務	4,025
未認識数理計算上の差異	△3,768
未認識過去勤務費用	331
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
退職給付引当金	2,938
前払年金費用	△2,350
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	588
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	929 百万円
利息費用	167
期待運用収益	△414
数理計算上の差異の費用処理額	244
過去勤務費用の費用処理額	△40
確定給付制度に係る退職給付費用	887
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%
②長期期待運用収益率の設定方法	

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.5%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、195 百万円でした。

当事業年度(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,398 百万円
勤務費用	951
利息費用	179
数理計算上の差異の発生額	1,672
退職給付の支払額	△737
過去勤務費用の発生額	71
その他	15
退職給付債務の期末残高	23,551

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	17,373 百万円
期待運用収益	434
数理計算上の差異の発生額	△241
事業主からの拠出額	483
退職給付の支払額	△579
年金資産の期末残高	17,469

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	20,181 百万円
年金資産	△17,469
	2,712
非積立型制度の退職給付債務	3,369
未積立退職給付債務	6,082
未認識数理計算上の差異	△5,084
未認識過去勤務費用	220
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218
退職給付引当金	3,219
前払年金費用	△2,001
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,218

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	951 百万円
利息費用	179
期待運用収益	△434
数理計算上の差異の費用処理額	598
過去勤務費用の費用処理額	△38
確定給付制度に係る退職給付費用	1,255

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	47%
株式	41%
生保一般勘定	12%
その他	0%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮

しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	0.7%
-----------------	------

退職一時金制度の割引率	0.4%
-------------	------

長期期待運用収益率	2.5%
-----------	------

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197 百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (2018年3月31日)		当事業年度末 (2019年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,434	賞与引当金	1,175
退職給付引当金	910	退職給付引当金	998
投資有価証券評価減	417	投資有価証券評価減	708
未払事業税	409	未払事業税	288
投資損失引当金	-	投資損失引当金	219
ゴルフ会員権評価減	207	ゴルフ会員権評価減	192
時効後支払損引当金	169	時効後支払損引当金	172
減価償却超過額	171	減価償却超過額	171
子会社株式売却損	148	子会社株式売却損	148
未払社会保険料	107	未払社会保険料	82
その他	566	その他	466
繰延税金資産小計	4,543	繰延税金資産小計	4,625
評価性引当額	△735	評価性引当額	△1,295
繰延税金資産合計	3,808	繰延税金資産合計	3,329
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	5	その他有価証券評価差額金	15
前払年金費用	728	前払年金費用	620
繰延税金負債合計	733	繰延税金負債合計	635
繰延税金資産の純額	3,074	繰延税金資産の純額	2,694
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.6%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.6%
外国税額控除	△0.2%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.3%
その他	△0.4%	その他	1.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2017 年 4 月 1 日 至 2018 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	2	未払費用	-

(イ) 子会社等
該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	37,482	未払手数料	6,691

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2018 年 4 月 1 日 至 2019 年 3 月 31 日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	-
							資金の返済	3,000		
							借入金利息の支払	1	未払費用	-

(イ) 子会社等

該当はありません。

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	-	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*2)	34,646	未払手数料	6,410

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,714円33銭	1株当たり純資産額	16,882円89銭
1株当たり当期純利益	4,822円68銭	1株当たり当期純利益	4,984円30銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,840百万円	損益計算書上の当期純利益	25,672百万円
普通株式に係る当期純利益	24,840百万円	普通株式に係る当期純利益	25,672百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		2019年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		2,212
金銭の信託		42,268
有価証券		5,800
未収委託者報酬		25,161
未収運用受託報酬		4,788
その他		957
貸倒引当金		△15
流動資産計		81,173
固定資産		
有形固定資産	※1	679
無形固定資産		5,940
ソフトウェア		5,939
その他		0
投資その他の資産		17,485
投資有価証券		1,362
関係会社株式		12,869
前払年金費用		1,736
繰延税金資産		2,096
その他		420
投資損失引当金		△999
固定資産計		24,105
資産合計		105,278

		2019 年 9 月 30 日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
未払金		11,888
未払収益分配金		0
未払償還金		25
未払手数料		7,472
関係会社未払金		3,649
その他未払金	※ 2	739
未払費用		9,291
未払法人税等		1,661
賞与引当金		2,294
その他		181
流動負債計		25,317
固定負債		
退職給付引当金		3,267
時効後支払損引当金		565
固定負債計		3,832
負債合計		29,150
(純資産の部)		
株主資本		76,122
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		45,212
利益準備金		685
その他利益剰余金		44,527
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		19,920
評価・換算差額等		6
その他有価証券評価差額金		6
純資産合計		76,128
負債・純資産合計		105,278

◇中間損益計算書

		自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		58,947
運用受託報酬		8,401
その他営業収益		158
営業収益計		67,507
営業費用		
支払手数料		20,298
調査費		13,552
その他営業費用		3,856
営業費用計		37,706
一般管理費	※ 1	14,394
営業利益		15,406
営業外収益	※ 2	5,561
営業外費用	※ 3	27
経常利益		20,940
特別利益	※ 4	44
特別損失	※ 5	410
税引前中間純利益		20,574
法人税、住民税及び事業税		5,116
法人税等調整額		610
中間純利益		14,847

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計		
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金				利 益 剰余金 合 計
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,723	56,014	86,924	
当中間期変動額										
剰余金の配当							△25,650	△25,650	△25,650	
中間純利益							14,847	14,847	14,847	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△10,802	△10,802	△10,802	
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	19,920	45,212	76,122	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	33	33	86,958
当中間期変動額			
剰余金の配当			△25,650
中間純利益			14,847
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△27	△27	△27
当中間期変動額合計	△27	△27	△10,830
当中間期末残高	6	6	76,128

[重要な会計方針]

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法によっております。
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
4 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 (5) 投資損失引当金 子会社等に対する投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。
5 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
6 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

2019 年 9 月 30 日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	3,881 百万円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

◇中間損益計算書関係

		自 2019 年 4 月 1 日
		至 2019 年 9 月 30 日
※1 減価償却実施額		
有形固定資産	38 百万円	
無形固定資産	1,145 百万円	
※2 営業外収益のうち主要なもの		
受取配当金	4,936 百万円	
金銭信託運用益	433 百万円	
※3 営業外費用のうち主要なもの		
時効後支払損引当金繰入	10 百万円	
為替差損	6 百万円	
※4 特別利益の内訳		
投資有価証券等売却益	1 百万円	
株式報酬受入益	43 百万円	
※5 特別損失の内訳		
投資有価証券等評価損	119 百万円	
投資損失引当金繰入額	291 百万円	

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	5, 150, 693 株	—	—	5, 150, 693 株
2 配当に関する事項				
配当金支払額 2019 年 5 月 15 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。 ・ 普通株式の配当に関する事項 (1) 配当金の総額 25, 650 百万円 (2) 1 株当たり配当額 4, 980 円 (3) 基準日 2019 年 3 月 31 日 (4) 効力発生日 2019 年 6 月 28 日				

◇金融商品関係

当中間会計期間（自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日）

金融商品の時価等に関する事項

2019 年 9 月 30 日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,212	2,212	-
(2) 金銭の信託	42,268	42,268	-
(3) 未収委託者報酬	25,161	25,161	-
(4) 未収運用受託報酬	4,788	4,788	-
(5) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,800	5,800	-
資産計	80,231	80,231	-
(6) 未払金	11,888	11,888	-
未払収益分配金	0	0	-
未払償還金	25	25	-
未払手数料	7,472	7,472	-
関係会社未払金	3,649	3,649	-
その他未払金	739	739	-
(7) 未払費用	9,291	9,291	-
(8) 未払法人税等	1,661	1,661	-
負債計	22,841	22,841	-

注 1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（中間貸借対照表計上額：投資有価証券 1,362 百万円、関係会社株式 12,869 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

◇有価証券関係

当中間会計期間末（2019年9月30日）

1. 満期保有目的の債券(2019年9月30日)

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式(2019年9月30日)

該当事項はありません。

3. その他有価証券(2019年9月30日)

区分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの			
譲渡性預金	5,800	5,800	-
小計	5,800	5,800	-
合計	5,800	5,800	-

◇セグメント情報等

当中間会計期間(自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇1 株当たり情報

自 2019 年 4 月 1 日 至 2019 年 9 月 30 日	
1 株当たり純資産額	14,780 円 24 銭
1 株当たり中間純利益	2,882 円 67 銭
(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	14,847 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	14,847 百万円
期中平均株式数	5,150 千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(野村 DC 外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI)

運 用 の 基 本 方 針

約款第 18 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。なお、株式に直接投資する場合があります。

② 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券の組入比率は高位を保つことを基本とします。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 22 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 23 条の範囲で行ないます。

⑥ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。

⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エク

スポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当収入等を中心として基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村 DC 外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 48 条第 1 項、第 49 条第 1 項、第 50 条第 1 項および第 52 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 7 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7 条 委託者は、第 2 条の規定による受益権については 100 億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の取得申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託

契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

④ 受益者が第43条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑤ 第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条及び第23条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. (削除)

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 前2項においてマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいい、マザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第29条において同じ。）、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第25条、第27条および第35条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第 18 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(投資する株式等の範囲)

第 19 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第 18 条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第 18 条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第 20 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項においてマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第 21 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第22条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第16条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

（スワップ取引の運用指図・目的・範囲）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑥ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担

保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含

みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第30条 (削除)

(混蔵寄託)

第31条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第33条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第34条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第38条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 39 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 40 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 41 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 14 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間（第 1 計算期間を除きます。）の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 42 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資)

第 43 条 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、販売会社に交付されます。

② 販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第44条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

② 一部解約金（第47条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。）は、第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

④ 償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(償還金の時効)

第45条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については第43条に規定する交付開始前に、償還金については第44条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める現地の全ての金融商品取引所の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうもの

とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第 48 条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が 30 億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したとき等は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 第 3 項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 3 項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 49 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 53 条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第 50 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会

社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第53条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第54条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第48条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

② 委託者は、受託者に対し、前項の買取請求にかかる受益権を買取請求受付日に一部解約の実行の請求を行なうよう指図するものとします。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第54条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。こ

の場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第 55 条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 56 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 57 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1 条 第 43 条第 3 項および第 44 条第 4 項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 19 年 9 月 27 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める現地の全ての金融商品取引所

約款第 12 条第 2 項、第 47 条第 1 項の「別に定める現地の全ての金融商品取引所」は次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④ 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑤ スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正 11 年法律第 62 号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第 2 条 委託者は、金 100 億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 3 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 40 条第 1 項、第 40 条第 2 項、第 43 条、第 44 条第 1 項および第 46 条第 2 項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 4 条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 4 条第 2 項第 12 号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第 5 条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第 6 条 委託者は、第 2 条第 1 項による受益権については 100 億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 7 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 7 条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定め

るものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を

超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の

金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社

債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 21 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 23 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 24 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第 25 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 26 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第 27 条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をす

ることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 30 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第 31 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金立替え）

第 32 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第 33 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 2 月 22 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告）

第 34 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

（信託事務の諸費用）

第 35 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 36 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 37 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第 38 条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第 39 条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第 40 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前 2 項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第 1 項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第 4 項から前項までの規定は、第 2 項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 41 条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、そ

の責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第 48 条 第 40 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 40 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 40 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 49 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 50 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 51 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 52 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 2 月 22 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社